

## 令和6年第4回与論町議会定例会会議録

### 目 次

|                                                       |     |
|-------------------------------------------------------|-----|
| 会期日程                                                  | (3) |
| 第1日(12月9日)                                            |     |
| 開 会                                                   | 5   |
| 開 議                                                   | 5   |
| 会議録署名議員の指名                                            | 5   |
| 会期の決定                                                 | 5   |
| 諸般の報告                                                 | 5   |
| 一般質問                                                  | 6   |
| 高田豊繁議員                                                | 6   |
| 吉田 勉議員                                                | 17  |
| 吉田 剛議員                                                | 27  |
| 池田理恵議員                                                | 32  |
| 議案第54号 与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                       | 46  |
| 議案第55号 消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例                       | 47  |
| 議案第56号 与論町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例                         | 49  |
| 議案第57号 令和6年度与論町一般会計補正予算(第10号)                         | 51  |
| 議案第58号 令和6年度与論町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)                    | 56  |
| 議案第59号 令和6年度与論町介護保険特別会計補正予算(第3号)                      | 57  |
| 議案第60号 令和6年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)                   | 59  |
| 議案第61号 令和6年度与論町水道事業会計補正予算(第2号)                        | 60  |
| 議案第62号 令和6年度与論町下水道事業会計補正予算(第1号)                       | 62  |
| 議案第63号 与論町過疎地域持続的発展計画の変更について                          | 63  |
| 議案第64号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について    | 67  |
| 議案第65号 与論町大金久海岸公園施設の指定管理者の指定について                      | 68  |
| 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて(鹿児島県後期高齢者医療広域連合理約の一部を変更する規約) | 69  |
| 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度与論町一般会計補正予算(第9号))       | 70  |
| 散 会                                                   | 72  |

第2日（12月13日）

|                 |                                                           |    |
|-----------------|-----------------------------------------------------------|----|
| 議案第66号          | 令和6年度与論町一般会計補正予算（第11号）                                    | 76 |
| 請願第1号           | 与論町血液供給体制に関する請願（総務厚生文教常任委員長報告）                            | 81 |
| 陳情第9号           | 学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い（総務厚生文教常任委員長報告）                    | 82 |
| 陳情第10号          | スポーツ施設利用料金値上げに関する陳情書（総務厚生文教常任委員長報告）                       | 83 |
| 陳情第13号          | 「小規模企業の振興に関する条例」制定及び商工会に対する令和7年度補助金に関する要望書（環境経済建設常任委員長報告） | 85 |
| 発議第3号           | 与論町血液供給体制に関する意見書（高田豊繁議員ほか2人提出）                            | 86 |
| 議員派遣の件          |                                                           | 87 |
| 閉会中の継続審査・調査について |                                                           | 88 |
| 閉会              |                                                           | 88 |

令和6年第4回(12月)定例会会期日程

| 月 日       | 曜 日 | 日 程                              |
|-----------|-----|----------------------------------|
| 12 月 9 日  | 月   | 全員協議会<br>本会議(開会、議案審議、一般質問)       |
| 12 月 10 日 | 火   | 常任委員会                            |
| 12 月 11 日 | 水   | 常任委員会                            |
| 12 月 12 日 | 木   | 予備日                              |
| 12 月 13 日 | 金   | 議会運営委員会<br>全員協議会<br>本会議(閉会、議案審議) |

# 令和6年第4回与論町議会定例会

第 1 日

令和6年12月9日

**令和 6 年第 4 回与論町議会定例会会議録**  
**令和 6 年 1 2 月 9 日（月曜日）午前 9 時 1 9 分開会**

1 議事日程（第 1 号）

開会の宣告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 一般質問

第 5 議案第 5 4 号 与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 6 議案第 5 5 号 消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

第 7 議案第 5 6 号 与論町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例

第 8 議案第 5 7 号 令和 6 年度与論町一般会計補正予算（第 1 0 号）

第 9 議案第 5 8 号 令和 6 年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

第 10 議案第 5 9 号 令和 6 年度与論町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

第 11 議案第 6 0 号 令和 6 年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

第 12 議案第 6 1 号 令和 6 年度与論町水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 13 議案第 6 2 号 令和 6 年度与論町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 14 議案第 6 3 号 与論町過疎地域持続的発展計画の変更について

第 15 議案第 6 4 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について

第 16 議案第 6 5 号 与論町大金久海岸公園施設の指定管理者の指定について

第 17 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県後期高齢者医療広域連合理約の一部を変更する規約）

第 18 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度与論町一般会計補正予算（第 9 号））

2 出席議員（1 0 人）

1 番 池 田 理 恵 議員

2 番 川 内 恵 司 議員

3 番 吉 田 勉 議員

4 番 吉 田 剛 議員

5 番 原 栄 徳 議員

6 番 遠 山 勝 也 議員

7 番 高 田 豊 繁 議員

8 番 大 田 英 勝 議員

9 番 林 敏 治 議員

1 0 番 沖 野 一 雄 議員

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（19人）

|                |           |         |           |
|----------------|-----------|---------|-----------|
| 町 長            | 田 畑 克 夫 君 | 副 町 長   | 山 下 哲 博 君 |
| 教 育 長          | 中 山 義 和 君 | 総務企画課長  | 龍 野 勝 志 君 |
| 会計管理者兼会計課長     | 柳 田 庫 呂 君 | 税 務 課 長 | 坂 元 守 君   |
| 町民生活課長         | 山 下 高 明 君 | 健康長寿課長  | 山 下 真 紀 君 |
| 産 業 課 長        | 堀 田 哲 也 君 | 耕 地 課 長 | 喜 村 一 隆 君 |
| 商工観光課長         | 麓 誘市郎 君   | 建 設 課 長 | 裾 分 望 嗣 君 |
| 水 道 課 長        | 富 永 淳 君   | 環 境 課 長 | 大 馬 福 徳 君 |
| 教育委員会事務局長兼学務課長 | 竹 村 栄 作 君 | 生涯学習課長  | 松 村 誠 司 君 |
| 与論こども園長        | 吉 田 朋 子 君 | 茶花こども園長 | 川 北 英 代 君 |
| 児童発達支援センター所長   | 阿 野 齊 君   |         |           |

5 議会事務局職員出席者（2人）

|         |         |     |           |
|---------|---------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 林 健太郎 君 | 書 記 | 谷 山 智 美 君 |
|---------|---------|-----|-----------|

開会 午前9時19分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） ただいまから令和6年第4回与論町議会定例会を開会します。  
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（沖野一雄議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、4番吉田剛議員、8番大田英勝議員を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（沖野一雄議員） 日程第2、会期決定の件を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日12月9日月曜日から12月13日金曜日までの5日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は、本日12月9日から12月13日までの5日間に決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（沖野一雄議員） 日程第3、諸般の報告を行います。  
報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局長に朗読させます。  
なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表のとおり、関係常任委員会で審査をお願いします。  
事務局長。

○議会事務局長（林 健太郎君） 諸般の報告をいたします。

監査委員から令和6年10月分の例月現金出納検査結果報告書、令和6年度定期監査の結果報告及び令和6年度財政援助団体等に対する監査の結果報告が提出されていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してありますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。

また、議会だよりについては、9月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議会だより第153号」を全世帯及び関係機関等に配布予定ですが、編集作業に当

たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 一般質問

○議長（沖野一雄議員） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） おはようございます。まず、一般質問を始める前に、先般の大規模異常降雨災害による被災者の皆様方に対し、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。また、関係職員の方々は、被災額の調査、災害復旧計画、これからの災害査定業務等大変な業務量と予想していますが、皆様方の健康管理とそして職員に対する気配り等を十分に御留意され、対処いただきますよう要請いたしたいと思っています。

それでは、ただいまより一般質問を始めさせていただきたいと思います。

- 1 大型降雨等大規模災害発生に対する支援対策や今後の防災減災強靱化計画と対策について
  - (1) 今般の大規模降雨災害に対する復旧工事と今後の防災減災対策が必要と考えますが、町一円の防災減災強靱化対策計画を伺います。
  - (2) 甚大な被害を受け、災害救助法適用となったが、甚大被災者の方々へのお見舞いや支援対策措置はどのように考えているか伺います。
  - (3) 特に洪水被害の大きかった与毛田信号付近と叶地区貯水池や與舎地区貯水池区域の洪水対策は今後の重要事項として取り組む必要があると考えますが、考えを伺います。
- 2 老朽化が激しい那間小学校校舎の建替整備について
  - (1) 那間小学校は昭和33年頃鉄筋コンクリート校舎が建設され築65年以上が経過しており、早期の建替整備が必要と考えますが、今後の計画について伺います。
- 3 公衆便所の洋式化整備について
  - (1) 既存の公衆便所について、和式から洋式への改修が必要と考えますが、今後の対策を伺います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ただいま高田豊繁議員より質問がありましたことにお答えした



と思います。質問事項の1で要旨1にお答えいたします。

先月8日午後から9日の未明にかけての大雨は、24時間雨量が600ミリ近くに上る記録的大雨となり、気象庁から線状降水帯の発生と大雨特別警報が発令され、災害救助法が適用されるほどの大雨となりました。

幸いにして人的被害はありませんでしたが、茶花商店街や家屋の浸水、道路や農地の損壊など、町内至るところで被害が発生いたしました。

復旧工事の主なものとしましては、町道伊波・石仁線の斜面崩落に係る復旧工事や古里地区の農道路肩の崩壊及び岸元地区の農道路肩の排水路の崩壊に係る復旧工事が上がっています。

今後の大雨に備えた防災・減災対策といたしましては、ウプインジュ流域の治水対策の強化をはじめ、町内一円の排水路機能の保全及び強化、窪地や低地にある住家や道路等の浸水並びに冠水対策、ため池周辺の排水対策、農地ののり面や表土の保全対策などに取り組んでまいります。

また、地域住民の防災力の強化にも努めるとともに、普段からの自宅や農地周辺の排水路の点検や保全活動を推進するほか、土のうの有効活用などを支援してまいります。

質問事項1の要旨2についてお答えいたします。

まず、被災された方々へのお見舞い申し上げるとともに、町民を代表し、本災害に深く御心配と思案を賜りましたことに感謝申し上げます。

被災された方々のうち、住家で床上浸水以上の大きな被害が遭った方に対しては災害救助法による生活物資の支給を行っており、被災した家屋に居住できなくなった方には町営住宅を避難先として提供し、住居の確保を行っています。また、各地から寄附も寄せられてきていることから、大きな被害を受けられた方を中心にお見舞いと生活再建のための支援金を届ける準備を進めています。

被災された方々の生活再建には時間と労力がかかるため、今後とも国の制度等を活用しながら、被災された方々が従前の生活を取り戻せるよう支援を継続してまいります。

質問事項1の要旨3についてお答えいたします。

与毛田信号付近の洪水対策につきましては、建設課で令和元年の実施設計を皮切りに令和5年度繰越工事で、与論島製糖株式会社内のボックスカルバート工事まで完了しており、今年度は橋の架け替え工事を行い、茶花排水路工事は完成となります。

耕地課では、令和4年度採択されました農村地域防災減災事業（用排水施設整備）ウプインジュ地区で令和5年度から浸透池の整備を行っており、順次排水路の改修

工事を行い、令和12年度までの工期予定となっています。ウプインジュ地区東側台地からの雨水をカットすることにより、下流域への負荷を抑制していく計画となっています。

また、御指摘いただいている叶地区や與舎地区貯水池区域につきましては、このたびの豪雨を受け、重要な地区であると認識しています。

現在、各集落において農業に関連した困り事等の聞き取りや現地視察を、県沖永良部事務所農村整備課とともに、取りまとめているところです。

その中で洪水対策についても検討を行い、事業化に向けた協議等を実施し、関係機関に対し、より一層の御協力をお願いしてまいりたいと考えています。

質問事項の3要旨1についてお答えいたします。

現在、本町の公衆トイレは17施設48基あり、そのうち洋式が23基、和式が25基、洋式トイレが1基も設置されていない施設も2カ所存在しています。

持続可能な観光地づくりを進めるに当たっては、ユニバーサル対応や増加傾向にあるインバウンド対応等、多様な受入態勢を整備する必要があり、和式トイレから洋式トイレへの改修は優先的に取り組む課題であると考えています。

現在、奄美群島成長戦略推進交付金を活用して、手すりやスロープなどのユニバーサル対応とあわせて洋式化ができるよう予算要望を行っており、早ければ来年度より利用頻度の高い施設や和式しかない施設等から、優先的に整備を進めてまいりたいと考えています。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 高田議員、質問ありがとうございました。質問事項2の要旨1についてお答えいたします。

那間小学校校舎については、天井コンクリートの剥落や雨漏り、窓の開閉の不具合、給排水・電気設備の不具合等、さまざまな問題が生じています。

本年8月には、天井コンクリートの剥落が発生したことから、校舎棟及び職員室棟の天井においても剥落の危険性がある箇所がないか確認し、落下の懸念性がある箇所のコンクリートを撤去しています。

校舎の建て替えについては、現校舎の老朽化が激しいことから、大規模改修ではなく建て替えを進めることとし、一時的な校舎として鉄骨造りの校舎を整備し、令和8年3月に現校舎から移転できるよう進めてまいります。

また、新校舎建設検討委員会を設置し、建て替え計画について協議してまいります。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 1から3までの質問の答弁をいただきまして、ありがとうございます。

ざいました。2番と3番につきましては、特に翌年度から実施をされる予定のようですので感謝したいと思います。ありがとうございます。

それでは、まず1番のやはり与論町の中心市街地であります与毛田信号付近のことについて、ちょっと掘り下げて皆様方と一緒に考えてまいりたいと思いますのでよろしくお願いします。与毛田区域の浸水状況につきましては、11月8日のお昼の12時から14時までの2時間雨量が約26ミリ、これは空港から聞き取りした内容ですが、あと14時から15時までが88.5ミリ。これは昭和62年の時間当たり雨量の102ミリ、そして平成30年の90.5ミリに次いで過去3番目に大きい1時間雨量です。また、8日の日降水雨量は424.5ミリ、これは過去最大であった平成12年7月30日の368ミリを超える、連続日降水雨量としては最大級のスーパー豪雨でありました。それから、11月8日の9時から11月9日の9時までの通算総雨量が594ミリとなって、約600ミリに近い雨量が降っておりまして、今回の豪雨被害の降雨は11月8日の大型豪雨によって畑地等での地下浸透が飽和状態になった後の11月9日夜中の1時頃の83.5ミリ、3時間連続降雨146.5ミリという駄目押しの降り方が大きな被害の要因につながったと思われます。しかしながら、私どもは今後、これを想定内とした対策を取っていくことが必要であろうというふうに考えていますので、今後も決して気を許してはいけないということです。当排水路はウブインジュですね、茶花の方は「ウブインジュ」と言う方もいらっしゃいますが、かたやまた「ウブインジュ」というふうにおっしゃる方もおりまして、先日、竹内浩さんのレクチャーを聞いたのですが、「ウブインジュ」というその意味合いは、大きな溝ということが由来だそうですので、それを直訳しますと、「オオウフ」が大きなですね、そして溝は与論の言葉では「インジュ」と言いますが、東区では「ヒンジュ」と言うかもしれませんが、大体「インジュ」というふうに茶花では言っているかと思いますので、「ウブインジュ」が適当ではないかと思います。そういうことで、この排水路は立長のイジヌと言いますが、堆肥センターや選果場から茶花市街地南半分を網羅する流域があり、近年年次宅地化や舗装化もあって、年々流出量増大が進行しています。また、当該排水路は海との高低差がなく、海の干満の影響や排水路断面の不足、計算上ではこれは必要断面の4分の1程度しかないと言われておりまして、さらには上流側に有効な調整池がこれまでつくられていない。今、県の事業でヒロヤの南側にかなり大きな調整池がつくられておりまして、これが今後はかなり有効な抑制力ができるものとして期待しているところです。またルートが違うラインごとに、今後はなるべく役場の付近や県道から上側の山手側に、立体式浸透溝や浸透池の構築によって流出量の抑制を図る方策が肝要と考えられます。この構築された農村地域防災減災事

業によってつくられていますヒロヤの南東側の浸透池は、いつ頃完成か。それと深さをちょっと聞きたいのですが、耕地課長お願いします。

○議長（沖野一雄議員） 喜村耕地課長。

○耕地課長（喜村一隆君） 今、整備している浸透池は、来年度あたりまでで完成する予定かなという、計画としてはですね。深さは、今整備しているところからさらに7メートル近く掘る予定をしているのですが、途中で浸透係数を計算して、またこの間吉田議員からもありましたドリーネの存在など、またそういったものを勘案しながら、深さが変わってくるかなという計画になっていると聞いています。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 今、県道よりちょっと堰堤が上がっている状態からあと7メートルというと、約10メートルに近い、9メートルぐらいですかね、そのぐらいの深さになるということです。かなりの浸透の表面積が増えてくるわけですので、かなり期待ができると思いますので、その成果を十分に検証しつつ、また期待をしていきたいと思います。ちなみにですね、その流域というのは、シンダフヤマからユンヌ樂園を通って、下ってくるルートでございまして、そのルートは大体この浸透池、調整池でカットできるかと思いますが、その次に今のマルコさんがホロホロ鳥を飼っているところとか、それから柳田建設のプラントの付近、それからこの役場ですね、この付近一帯が昔は割と原野だったのですが宅地化が増えまして、この一帯の流れがかなり大きな被害をもたらしておりまして、次はこのルートの対応をしていかないといけないなというふうに考えているわけです。皆さん御存じのことですが、雨が連続して降る場合と降らないときとでは、流出係数と言うのですが、10ミリの雨が降ったら大体普通の間断のある雨の状態では3ミリは流れるのですが、7ミリは大体流れないというふうに言われているわけです。今度はこの雨量が連続して来たら、これがもう一気に上がりまして大体7割ぐらいは流れると。そして飽和状態に流れます。それから舗装道路とか宅地の場合は、降った雨の9割以上が必ず流出するということですので、この地目が変わるのと連続雨量によって、雨の流出量というのは大幅に状況が変わってきます。そういうことで、連続雨量と時間雨量とそれから地目の状態ですね、宅地に雨が降ると畑に雨が降るとでは雨の洪水量というのは違ってきますので、そういうふうに御理解いただきたいと思っています。

それではちょっと資料をつくってきましたものですから、これをちょっと説明していきたいのですが、この間のウブインジュのこの与毛田付近を中心にして、ちょっと振り返ってきたいのですが、実はここに与論高校がありまして、ムトウがありまして、立長公民館、谷山、そして役場、こういうふうにあります。大体

この流域がウプインジュに結果的に流れ込んでまいります。そして、ヒロヤの付近で今されているのはこのルートですね、堆肥センターの付近からこう流れてくるのですが、ここで合流してムトウのところから来るのと合流します。そして、今役場が建っているのがここですので、この柳田プラントの付近から来るのが一気にこの県道を越えて、タチバナ地区を経由して合流して、与論病院の後ろから回ってきて幸名波の付近で合流していきます。1つはまた、保健センターの北側の付近から合流して、産業道路を通過してウプインジュの眼鏡橋の付近で合流すると。ですから、大体この4ルートが来まして、全体で大体150ヘクタールぐらいというふうに言われていますが、そういうことで、この間特に大きかったのはこういう影響ですね。そして、これはホームセンターの東側にあるこのウプインジュの改修した後の工事なのですが、ここに有村悦弘さん方のアパート群があるのですが、ここにフェンスがあるのですが、これを簡単に押し倒して、ここにもうごみが付いていますが、これを越えてきて、この酒匂さんのブティックの付近も全部水浸しになったということなのです。ですから、この産業道路から来た水とか、銀座通りから来た水ではなくて、ウプインジュからこういうふうに来たと言うんですよ、現地の方々の証言はですね。ですから、かなりこの排水量が想定というか、先ほども言ったのですが4分の1ぐらいしか断面がないものですから、水かさがかっと上がって越流して、にっちもさっちもいかない状態となったということなんですよ。これが平成30年も大体そういうような状況だったのですが、その後、対策が結構されては来ているのですが、これ以上にやはりその上流から水がものすごい量が来ると言うことなんですよ。これが眼鏡橋の断面の形なのですが、川幅の底幅が300センチ、3メートルですね。だから、ここの側壁の高さが140センチしかない。そしてトータルで170センチぐらいあるのですが、この間の証言では、ホームセンターの方がここで見ていたそうですが、このガードレールが埋まっていたと、夜ですね。ガードレールが、もう見えるか見えないかぐらいの状態であったということで、ここからガードレールの高さまで測ると、やはり1メートル40センチぐらいあると。ですから、底から3メートルぐらいの水が全面的に浸かっていたという状況にあるんですよ。それで、これを一応私は山勘で言っていると言われたらいけないものですから、大体計算してみるわけですが、11月8日の13時から14時は、15トンぐらいの水が毎秒流れ出たというわけですが、このときは、流出係数が雨が降り始めだったものだから低かったんですよ。ところが11月9日になると、もう畑の中の含水率が高くなって、流出率が、がっと上がってきた結果、降水量としては83.5ミリが1時頃降っているのですが、これが0.4から0.7に上がったであろうということですが、これで一気に降水量が増えているということですね。この降

水量に対して排水能力はどうかという試算をするわけですが、大体ウブインジュの勾配からして流速は大体2メートルぐらいだろう、1秒間に2メートルぐらいの早さで水が流れるとした場合には、1秒当たり約9トンの水しか流れないということです。ですから、この断面とこの流量とこの排水能力とでは、雲泥の差があるという状況になりまして、それでこれを計算していきますと、水路の能力は大体9トンですから、そしてこの差が24からこの9トンを引いていくと、この地域にたまった水は、平均約90センチぐらい水かさが上がっただろうというような計算なんですよ。それで、これがあと1時間、11月9日の夜の2時から3時という間にもう1回こういう雨が降っていたら、この付近はもうマソー商店はおろか、もうあの一帯まで全部水に浸かっていただろうというふうに、本当に与論町始まって以来の悪夢を見たのではないかというのが記載されています。そういうことで、この赤で示された付近がこの間の湛水した場所なのですが、平均約90センチぐらいの深さで、深いところは先ほど言いましたように、1メートル50センチ、あるいは2メートル近いところもあります。とにかく幸名波付近から、このウブインジュのこの付近は、もうとにかくすごい状態だったということです。床下浸水、床上浸水、相当の被害があったということが考えられます。今、建設課の方でボックスカルバートとされているという説明が先ほどございましたが、やはりこの出るところはもう一緒ですので、断面がやはり限定されているものですから、私は最終的には平成30年の洪水のときにも申したのですが、このヤードを通してバイパス的に茶花の海岸に流す案を第2ルートとして考えないと、この被害は解決されないのではないかなというふうに考えている次第です。

そのほかに、この排水路を広げるという手もありますが、大体この流域から流れるのが24トン、そして排水能力が8トン、差が15.5トンあります。そうすると、先ほどの排水路の高さが11メートル40センチでしたので、15トン割るこの1.4をしますと、大体水路の幅が出てくるわけですが、これはあと11メートル不足であるということなんですよ。差の分を1メートル40センチの高さで割りますので、あと11メートル広げたら今回の冠水はなかっただろうというふうに想定されますが、現実問題その道路が5メートルしかないですので、あれの倍ぐらい広げないと、この十分な排水はできないということになりますので、これはちょっと無理でしょうということなんです。そして、もう一つの点をよく言われる人がいるのですが、じゃあポンプで流したらどうかということと言われる方がいるんですね。そうすると、どのくらいのポンプが必要なのかねということになりますと、大体そのパイプの管路の中から、流速4メートルで水を押し出すということになりますと、この断面計算をすると、直径2メートル20センチぐらいの管だったら押し

出せるということで、これは内地の方では湛水防除事業ということで、例えば薩摩川内市あたりは、そういうのをもうじゃんじゃんやっているところもあるんですよ。ところが、この大島郡内でそういうところを見たことはないですね。そうするとまたどのくらいのエネルギーコストがかかるかという、やはりその500キロワット以上ぐらいの排水ポンプの軸流ポンプが必要になってくるということで、やはり現実的ではないと考えられます。その対策案ですが、この先ほど申しましたムトウからイノハ、幸名波は、これはもともとの構造改善事業でつくられた排水ですが、これはやはり今後どこかに調整池が必要であろうということで、今、耕地課の方でこれを分散させようということで考えていらっしゃるということで、2反歩余りの土地を買収するというので今考えていらっしゃるから、まずこれは一応、伊波とウプインジュに分散させるという方向で取り組んでいらっしゃいますので、これはいいことじゃないかと思います。そして2番目の堆肥センターからユンヌ樂園、ヒロヤの南側に来るのは、先ほど耕地課長の方から説明がございましたので、あと7メートルぐらい掘るということですので、これは十分に期待しているところです。最後に残るのがこの柳田プラント、この与論役場の前を通っていくこの道が、非常に勾配がきついということと、それから流出率が高いということで、少ない水でもものすごい洪水をもたらすということなんですよ。そこで、中央公民館の前の福島直一さんの畑のところは、擁壁を根積みをつくってあったんですが、これはやはり土圧と水圧で押し倒しているということで、今、教育委員会の方でこれは取り組んでいらっしゃいますが、この一帯は、近年一番市街化が進んでいるのはこの付近だと思うのですよね。今、前付近もですが、周りに非常に宅地化が進んでいるということで、これは何とかこの抜本的な県道から上の方でこの排水対策をしていかないと、これはもう下の方のウプインジュだけの改修工事だけではついていけないということですので、これはちょっと大胆な考え方が必要ではないかと思います。

そういうことで、私はこれをもって1つの提案なのですが、今非常に幸いにしてこの役場の西側に駐車場が1カ所、2カ所出ていますが、こういう感じの、今窪舎線から流れる水を立体的に地下浸透させるということが、この駐車場を残してですよ、そういうことを考えたかどうかと考えます。そういうことで、もっといい案があればまた別ですが、こういうこともあわせて考えていって、とにかく福島さん、そして有村さん、野本さん、あの付近に流れる水というのをコントロールしないと、あの方々はもう大変な被害をもたらすと、仮にハウスとかつくってもですね、これはもう簡単に押し潰しますので、やはり県道から上の方を十分お願いしたいと思います。中央公民館の北側に、昔だと温泉があったところがありますが、向こうに一応調整池、浸透池をつくってあるのですが、やはりいかんせん、この連

続雨量が大きかったということで、その能力を超えていたということですので、規模をもうちょっと立体的に考えていってほしいなと考えます。それから、もうウプインジュ付近はこういうことにしてから、叶地区なのですが、実は叶地区というのは、この岸本地区より前に着工していた関係で、水路がつながっていなかったというのがありまして、今後ここに岸本地区でつくったかなり大きな浸透池がございます。ここにつなげるように、ここはもう水路ができ上がっているのですよね。でき上がって、上からの水を受け入れられるようになっていますが、ここの間の水路ができていないということで、洪水吐としてはこういうふうにしてつなげば、この問題は大丈夫だろうと。あとはこの浸透池のちょっと拡張をすれば、これはクリアできると、このように思っているわけです。

あともう一つは、與舎地区のこのため池なのですが、ここはもう本当にすごかったですね。産業課長が職員を連れていらっしゃって、ここで応援をしていただいたのですが、本当に御苦労さんでした。そういうことで、ここの説明をちょっとしたのですが、実はこの那間地区というところは、昔から大窪山だというふうに言われて、田畑豊範さんの家の付近からここに至る付近は、与論で一番大きな盆地なのですよ、盆地。ゆんぬふとうばを直訳しますと、大きな窪地の中の田んぼ地帯ということで、昔からこの付近はもう与論で一番大きなそういう田んぼ地帯だったのですが、この町敏文さんが一番下流の方にいらっしゃるのですが、牛小屋のところまでみんな上がってきたということですが、彼の話を見ると、那間小学校に行くときはもうこの道は全部なくて、このサタブネといって、親が砂糖樽に子供たちを乗せて、この宇勝線まで連れて行ったということがよくあったそうです。それだけこの付近は排水口がなくて、水がとにかく処置に困っていたというのがこの一帯なのですが、その後、復興事業というのがありましてですね、与論町に土地改良区というのがあったんですよ。坂元原澄さんが土地改良区の理事長だったのですが、川内陽吉さんも御一緒だったと思うのですが、その頃に、この浸透井戸というのを30カ所ぐらい掘ったんですよ。今、その名残として沖商店の隣とか北側に、ところどころ井戸みたいなのが立っていますが、ああいうのは、この排水をするための井戸だったんですよ。今、この那間地区の町敏文さんの牛小屋の付近に大きな浸透池がありまして、その中に浸透井戸があります。今はギンネムが生えていますが、ここに行くとも上から見えます。これがこれまでは相当機能していたのですが、もうとにかく今回は特別ですね、この一帯もとにかくもう水かさが上がりまして、この道路を越流して、ここの断崖がありますが、これに沿って水が流れてきて調整池に流れ込んだと。これが一番大きな理由ですね。この一帯もちろん総合グラウンド付近からも雨が来るわけですが、この水が一番多かったらうというふうなことです



から、なるべくこの断崖付近をですね、先ほど申しましたものをつくって、やはり昔の方々がしたようにこういうふうに浸透井戸を、今重機の時代ですから簡単にできるんですよ。ですからこれでそのように浸透をさせていくというのが、一番手っ取り早いのではないかと思います、さらにまた、南仁孝さんとの間ちょっと話をしたのですが、ここの水がこの與舎とこの一帯に流れ込んで、ここも全く道も歩けなかったという状態でごさいます、そういうことで、この水をこの区域でカットするのももちろんですが、流れ込んだのをこうして東與舎のため池が溢れないようにするということが考えられるわけです。

一応、今回の防水事業について、このほかに例えば東区の君の宿の付近の小田さんですね、小田さんの家も相当浸かっていますね。それで息子さんが夜中に来られて、もう床上浸水してきたのでお母さんをおぶって、西側の高台の方から避難をしたということで、翌日行ったのですが、とにかく見たこともない景色があったわけでごさいます、あの向こうは第二真正だから、あそこの排水対策をちょっと海には流せないしですね、非常にちょっと難しいようなところなのですが、やはり用地を新たに買収してやるしかないのではないかなと思っていますが、あの付近についてはどうですか、耕地課長何か考えていらっしゃるころはありましたか。中兼久ですかね、あそこはね。

○議長（沖野一雄議員） 喜村耕地課長。

○耕地課長（喜村一隆君） ありがとうございます。今、御指摘いただいた東区のその辺りはまだちょっと計画としては考えられるものがないところなのですが、どうしてもやはり先ほど高田議員がおっしゃったように、放流先がなかったりとか、その流末の部分がちょっと乏しいところは、今、ウプインジュでもやっているように上流の方でカットするなど、そういったところをまた考えていかなければいけないかなと思っていますところでは。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 大峯の付近もかなり勾配がきつい、そういう地形的にきついところは、やはり瞬間的に水が流れてきます。それと亜熱帯はあまり地下に浸透しないというような土質状況もごさいますので、非常にちょっと厳しいなと思いでですね、大変気の毒ではあったのですが、なかなかいい手立てが考えられないなと思っていたところでは。

水の話はこれでもう終わることにして、小学校についてですが、御承知のように那間小学校も相当な歴史があるわけですが、やはり年々子供たちが少子化ということで児童数が少なくなっているわけですが、教育長は、奄美大島付近、各小中学校も回っておられるわけですが、那間小学校の規模より小さい小中学校とい

うのはいっぱいあるかと思うのですが、いかがですか。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。県内においては、自分は霧島市とかを経験したときに、10人前後とかですね、そういったところの学校なんかは校区外から、大きな学校からバスを用意して、その留学制度で地域の人は5、6人しかいないけど全校生徒は18人とか、そういった形の学校が牧之原なんかの周りにも3、4校ありました。また、その今の小規模校というのは、奄美群島なんかもかなり多い、また那間小学校よりも小さな学校というのは県内たくさんあるのですが、そういったところはどうしても立地的に学校と学校とが離れていたりというところがありますので、単純にその与論と比較ということはできないかもしれませんが、那間小よりも小さな学校というのはたくさんございます。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） そういったことを考えますと、この那間小学校は決して小さくないと、児童数もそんなにびっくりするような数でもないということですので、この60年余りこれまで建て替えも何もされてこなかったということですが、やはりこの小学校をなくすということは、統廃合をするということは、まずこれは考えるべきでないと考えられるのですが、今後早急に校舎の建て替えを進めていただいて、地域の方々もまた子供たちも安心してこの学校に通える、そして安心して学べる校舎づくりに励んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。地元を代表しての陳情です。よろしくお願いいたします。

それから、公衆トイレについてですが、与論はわりかしきれいなトイレが、観光ブームの到来もあわせまして、そういう影響あるいはヨロンマラソンの影響もあるかと思うのですが、大変トイレが整備されてきています。そういうことで、やはりこの近年の経済生活の多様化とか欧米化もありまして、やはり和式というのは厳しいところも出てきていますので、公衆便所だけではなくて、公共施設とかのトイレも例えば砂美地来館とか、そういうところもあり詳しくはわかりませんが、例えばそういう公共施設のトイレも、今後やはり洋式化が少なくとも50%は確保できるようにひとつ御配慮いただいて、高齢者の利用もあるわけですから、またお若い方々もほとんど和式というのは見たこともないという方々もいらっしゃるかもしれませんので、そこら辺も考察していただいて、ひとつなるべく早く事業化ができますように、できれば補助事業でできるところは補助事業で、先般、麓商工観光課長ともお話をしたのですが、補助事業でいけるところがあるような内容でしたので、是非そこらも取り組んでいただいて、特に環境課と商工観光課が連携して、教育委員会も連携してひとつ頑張ってください、このトイレの洋式化が進められるよう

期待したいと思います。

以上で、時間が来ましたので私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。  
ちょっと長弁になりましたが、ありがとうございました。町長、またよろしく願  
いします。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員の一般質問を終わります。

次は、3番、吉田勉議員の発言を許します。

3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） おはようございます。質問を始める前に、今回の豪雨で被災  
された方々に心からお見舞いを申し上げます。そしてまた、一日も早い元の生活に  
戻れるように、本当に祈っています。それからまた、今回の豪雨災害に全国からい  
ろいろ寄附金とか、そういうまた情報もいっぱい聞こえてきて、本当に感謝を申し  
上げます。

それでは、質問をさせていただきます。

1 災害対策について

- (1) 近年、気候変動による自然災害が全国的に多発、大地震や津波等が予測  
されているが、有事の際の対応など専門的な部署を設ける必要があると感じ  
るが、見解を伺います。
- (2) 今回の豪雨は、時間雨量・日雨量ともに記録的なものであったが、今後  
は、気候変動が加速し更なる事態も想定されることから、用水路及びため  
池等への流入水路及び流出水路等の再点検及び改修整備は緊急とを感じるが、  
見解を伺います。

2 ブジョウ墓の調査及び保存について

- (1) ブジョウ墓及びその周辺は、島の歴史を知る上でも貴重であり、更なる  
調査や保存が必要とを感じるが見解を伺います。

3 共同納骨堂の建設予定地について

- (1) 共同納骨堂の建設予定地は、今回の土砂崩れの現場の頂上に近接してお  
り、また崖地や活断層の真上に位置していることから、防災上、建設場所  
の変更検討が必要とを感じるが見解を伺います。

以上、お答えをお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ただいま御質問がありました吉田勉議員の質問事項1の要旨1  
についてお答えいたします。

有事の際に危機管理を行う専門部署の設置については、昨今の異常気象をはじめ、  
巨大地震や大津波への備えの観点から、その必要性を大いに感じていますが、現在

の職員数や専門職員の育成・確保、他の業務との兼ね合いなどの課題もあり、今後の検討課題だと考えています。専門部署設置の検討と並行して、防災担当職員のスキルアップを図るとともに、全職員の危機管理対応能力の向上に努めてまいります。

先月28日には、本庁舎の多目的ホールにおいて、総務省消防庁、気象庁、鹿児島地方気象台、名瀬測候所、鹿児島県危機管理防災局災害対策課及び本町から与論幹部派出所、与論分遣所、与論町消防団、小中学校、各自治公民館等の関係者が多数参加して、震度6弱の地震発生及び5メートルの津波警報の発令を想定した図上訓練を実施いたしました。

同訓練では発災直後の与論町災害対策本部の立ち上げから各対策部による状況把握、自衛隊等の関係機関への応援要請などの初動対応と、発災から48時間が経過した時点での状況対応についても訓練を行ったところです。

同訓練の実施や今般の豪雨災害により得られた貴重な教訓を活かし、今後住民と一体となった防災施策の立案と実践を、より強力かつ全方位的に推進してまいります。

次に、質問事項1の要旨2についてお答えいたします。

先日開催されました自治公民館連絡協議会定例会で、各集落の公民館長へ、多面的交付金の活動を通じた排水路の点検及び伐採や土砂上げ等を共に強化していただくことを改めてお願いしたところです。

御指摘のとおり、このたびの豪雨を受け改修整備も緊急の課題と認識しています。今回の豪雨につきましては、土地改良事業で整備できる水路の基準雨量を大きく超える降雨量となり、公共施設においてもところどころ被災したところです。

今回の豪雨で露呈した脆弱な部分や被災することのなかった強靱な部分も見えてきたことから、復旧及び改修の工法を再検討し強化に努めてまいりたいと考えています。

質問事項の3要旨1についてお答えいたします。

共同納骨堂建設予定地について、現地確認の際に伐採を行ったところ、史跡「ブジョウ墓」が現れ、先にもお示ししたとおり、その後の発掘調査にて鎌倉・室町時代からの貴重な史跡であることが判明いたしました。

当地は傾斜地に接しており、当初の計画では敷地造成工事により安定地盤を確保した上で共同納骨堂を建設する予定でしたが、琉球大学による周辺の発掘調査の結果を受け、このまま当該地に建設を行う場合は、さらに本格的な発掘調査と文化財保護に適した敷地造成工事を実施する必要が発生したため、当該地への整備は経費や時間の面でデメリットが大きく、また御指摘される崖地であり、先日のような豪雨では周辺が崩落することも想定されるため、改めて候補地の再検討を行う所存で

す。

今後、与論町墓地基本計画に基づき周辺地を優先的に調査・検討し、早急に新たな建設予定地の確保を行い、引き続き共同納骨堂の整備に取り組んでまいります。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 吉田勉議員、質問ありがとうございました。質問事項2の要旨1についてお答えいたします。

ブジョウ墓は、江戸時代に本島に赴任し亡くなった方々の埋葬墓地であるとして与論町誌にも記載されていますが、その詳細は不明でありました。

共同納骨堂建設予定地となっていることや、本格的な調査がこれまで行われてこなかったため、今年度9月に琉球大学の協力を得て発掘調査を行ったところ、与論町誌に記載されている年代観と合致する時代の陶磁器片や掘り込み状の遺構が確認されました。

また、遺跡範囲確認のため墓石のある隣接地の調査も行ったところ、時代を遡る鎌倉・室町時代の土器や白磁の破片、柱が立っていたとみられる穴状の遺構も確認されました。

今回の調査は、納骨堂建設予定に伴う公告期間内であったため、墓石の移動等を伴う調査が実施できていないことから、今後、公告期間の終了後に墓石直下等の追加調査も検討しており、文化財保護審議会でも審議を行い調査・保存に努めてまいります。

○議長（沖野一雄議員） 3番、吉田勉議員。

○3番（吉田 勉議員） 適切な回答、本当にありがとうございます。適切な回答をいただきましたが、もうちょっとだけ触れさせていただきたいと思います。

質問事項1の災害対策について、要旨の1から順番にいきたいと思いますが、確かに今の行政の中で人員が不足したり、いろいろな感じで若い方々も多く、いろいろな経験が少ないということで確かにおっしゃっていることはわかりますが、今回の豪雨災害みたいな感じでもっていくと、どうしても道路は建設課また耕地課、そしてあと畑総関係は耕地関係、畑のことは産業振興課で、いろいろな事故が起きたりすると総務企画課と、いろいろな感じでこのそれぞれの課にいっぱいこの仕事があって職員も大変だろうなと。専門的な感覚でできなくて、例えば町道から流れる水が耕地サイドの側溝に落ちていきます。それがため池にいくという流れがあるわけですね。そういう中で、やはり連携した感じでやっていかないと、この災害対策というのはすごい難しいことだと。それぞれの課は自分たちの仕事に追われていいますので、そこしか見えない部分もあると思います。耕地関連の仕事に関しては、県営畑総とか県の事業も含んでいますので、いろいろな調整が大変難しいのではない

かなと思います。ということで、是非大変ですが、総務企画課の中に今防災担当がいらっしゃるんですが、本当にいろいろな災害もあり、火事があったりまた水難事故があったりすると、そういう対応でそれだけでももう本当に大変だと思うんです。でもいろいろな感じで島の先輩方の、先人のいろいろな知識を吸収して職員が学んでいかないと、次に進めないと思うんですね。今回の災害の中でも、昔どこからどういう感じで水が流れていた、ここはさっきも高田議員の方からもありましたが、樽を浮かべてとかいろいろな感じの話もありました。では、その対策を今までその人から聞いている話の対応もしてきたのかというと、そうではないわけですね。そういうことで、やはりいろいろな感じで職員も勉強するためには、いろいろな人の知識そして直接それに何か関わっていかないと、知識が豊富にならないし、まとまっていかないと思うんですよ。だから、今の現状でも結構なのですが、総務企画課の中に担当がいるのではなくて、その総務企画課の中に何室とかがあって、何かのときにはいろいろな知識を持っている方々とか県の人たち、それから各課のその担当の人たちを集めて、一緒に協議をしたりするようなことをすれば、1つの案というか、いろいろなのがまとまってくると思うんですよね。だから、そういうまとめる部署をつくっていただきたいというのが本音です。ということで、どうか現状のいろいろな難しさもありますが、この点については、一番次の対策として基本的な方向になっていくと思いますので、その人たちがもとになりながら、各課が自分たちのその災害があった場所をもう1回再認識をして、どうしたらいいかという感じで次々進めていってまとめていくというのが一番いいのではないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、要旨の2についてですが、今回の豪雨は本土とかでも何百年に1回、何千年に1回という話がよく聞こえますが、起きてしまっているわけだから、また来年もあるかもしれない、また2回も3回もあるかもしれないわけですね。そういう中で、今回私もちょうどその豪雨のときに、鹿児島から出張で帰るときに飛行機が上空で旋回して、ちょうどその昼間の雨のときですね、飛行機が下りられなくて30分ぐらい旋回してから、燃料補給のために奄美に着きました。その前の日からいろいろな方々からちょっとした情報も入ってはいたのですが、その引き返した日の夕方に、「あんた見に来てくれ」という感じで、いろいろな人から電話があったりして、もう私はこの心配もあったものですから、奄美の方で降りまして、船だったら条件付きなんだけど一日でも早く行けるのではないかとということで、船に切り替えましたら、また沖縄に今度は持っていかれて、沖縄でまた1泊して、その次の日帰ってきたということですね。帰ってきてみたら、もう本当に悲しいぐらいの悲惨な状態でした。何もできなかったことに心を痛めながら、その現地を

回って見ましたら、これは本当に自然というのは、いろいろなことでみんなで対応していかなければいけないということを考えまして、予算というのは付いて今から工事をしたりしてもですね、なかなか難しいし、財政上の問題もあります。そういう中で、やはり前もっていろいろな形を精査しながら、現地に今回も本当にこういう経験をしているわけですので、何でこうなったのかをもうちょっとやはりそれぞれの担当する部署ももう1回相談しながら、見直していただきたいなど。与論は干ばつがひどくて、ため池をつくりました。それは昔、干ばつがあまりにもひどかったものですから、干ばつで水を集めて農業やいろいろなことに役立てるために、みんなそれぞれの担当も水を集めるために努力をしたと思います。でも、その水を集めるための施設とかそういうのは、立派につくって水を集めることはできましたが、今回みたいな感じで、それが溢れたときの感覚については、まだちょっとだけ足りなかったのではないかなと思います。それで、ため池から流れる沈砂池、要するに赤土対策の問題があるものですから、その沈砂池は1回水を流してそこで水がたまつてと、ゆっくり下の方に浸透しながら赤土を外に流さないという感覚の構造で恐らくつくられていると思うんですが、大雨になったときは、そこに水がちゃんと漏るかというところでもなくて、そこも一緒に沈砂池もため池の状態になってしまうわけですね。今、ため池の作り方がもちろん窪地にあって、水が集まるところ、昔はそこにドリーネがあつたりしたのですが、ドリーネの部分を真ん中にして、ほとんどがこの穴を掘って行って、そのため池をつくっていく。そしたらその一番もととなった部分は、下にもあると思うんですが、溢れた部分を流すところはそんなにアブとか近くなかったりするわけですね。そうするとそこから溢れた水とか、周りから流入してきた土とかが入って、ゆっくりちょっとは浸透できたそのドリーネの後にも、土が入ってしまうとみんな埋まってしまって、ただのため池になってしまう。そこに草が生え、今回も大変問題になっていますが、いろいろな草もそうですがギンネムとかが生えて、根をはって。そこにも水が流れるところではなくて、そこにごみが流れてきて木の葉とか流れてくると、余計にまた穴を閉じてしまつてですね。もう絶対のこの水が流れない状態。そしたら今回みたいな感じで大雨になると溢れて行って流れてくる。どこのところを見ても大体そうでした。その那間小学校の近くの大きなため池から流れて、與舎のところのため池に今回流れて大氾濫して流れてということですが、その水路を見ても、やはり水路の横にギンネムやいろいろな牧草とかの雑草が生い茂り、何かが倒れて流れてくるとそこに突き当たる。そして沈砂池もありますが、もう何か草が生えているような状態で、これは本当に水が漏るんだらうかというところでした。あちこち話をさせてもらいますが、與舎の場合は、あの低地にほかにこの水が流れにくいところはもちろん沈砂池のと

ころからありますが、そこもやはりギンネムとかに覆いつくされて、今回みたいに上からさとうきびの葉っぱとかいろいろ流れてくると、どうしても詰まってしまう。そういう中で、横の崖地のそばにある道路、側溝がどうなっているとか調べると、畑より随分低いところにあってですね、崖地の断層の根っこは土で埋めて、道路の方が低くなっているんですね。逆に断層の根っこは水を落とす場所になりますから、逆にそこを取って道路にその土を上げてあげて、断層の根っこをやはり水が通るような排水路にしてあげるとかですね、そういうのをすれば、結局少しずつ少しずつ水が引くことによって、1回ではたまらないというのがありますので、そういう細かいところからもう一度元の世界に返って、先輩たちが言っていたそこからは水が漏りますよ、そういう検討の方が大事なのではないかなと。それで、あとまた那間の阿多洋助さんの前のため池も、大きなアブがあって、そこは水が相当漏って、そこだけ埋めたらいけないよと、周りの人たちが言っているところを、やはり行政の方で何か工事の中で埋めてしまったという事例もあるみたいですね。だから、そういうのも含めて、やはり昔から大事にしていたもの、昔の人たちは今よりも1週間も2週間も続いて台風の時大雨が降って、その中でも私たちが小さいときは、スコップと鍬を持って行って家の後ろをかいてみたりですね、畑によくアブシをわざと割って水の中に入れるようにしたり、いろいろな努力をして、それでもやはりみんなそれなりに生き延びてきています。今は便利過ぎて、側溝ができ、舗装道路ができ、浸透するところもなくしてそのまま1カ所に集めてと行って、1カ所にごうっと落ちていく。そういうのが本当に今の災害を招いていくことになります。だから、私が提案したいのは、上の方でやはり小さなのがあったら、まず小さいところから順番順番、上の方から流れるところをつくっていきながら、最終的に側溝とかはもう作り替えることはできませんので、そこから来る水をため池にためていく。表面水から流れる水をできるだけ地下に潜らせていくというのがですね、非常に大事ではないかなと思います。

それと、私の井戸の話をしたのですが、台風のとくに私の井戸は敷地が54メートルのところにあるのですが、ひしゃくで汲めるぐらい台風のとくに水が来たんです。ところが、この前の豪雨の後ですね、5メートル下にしか水がないわけです。というのは、地下にそれだけ水が行っていないということです。いろいろな感じで海の再生から考えていっても、水が地下に流れないことでいろいろな影響が出てくるわけです。皆様御存じだと思いますが、水が出るところにしか砂の中にいる貝とか、昔採っていたハマグリとか、カニですね、パマガニ。そういうのも水が出るところにしかいないわけです。それが水が海底から噴き出さなくなると、やはりいろいろな影響があるわけです。だから、サンゴについても冷却水になる水が



下から噴き出すことによってありますし、下から水が噴き出すことによって、いろいろな微生物が出たり、砂の中から出てくるいろいろな生き物が自然をつくっていくわけですが、そういうのもできなくなる。ですから、水道の水からいくと水はいっぱいありますよという感じなのですが、上からの圧があって初めて順番順番海底にも流れていくのですが、やはりそういうことも考えて、できるだけ自然のものは自然に帰すという考え方も含めて、高いところで流していく。そして、いろいろな面で、工事の中でも地形とかそういうのを知るとするのは大事なことで、今、ユースホテルの前で沈砂池をつくっていただいて大変ありがたいことですが、もし、下に水が大量に浸透しなかったら、また同じような感じで、ただのため池になってしまって、普通は水がたまっている状態で、それに雨が降ると足し算して上から流れてくる状態になります。だから、そういうのを含めてですね、やはり場所とそういうのも検討していただきたいし、今の旧発電所のところから茶花のウプインジュのところに向かって、下の方にその真石の基盤岩があって、水が漏らない層があるわけですね。旧発電所の南側を皆さん見られるとわかりますが、真石の古墳みたいな山がありますよ。その延長で下にあって、ムトウさんの採石場のあの辺の下には、そういう硬い水の漏らない基盤岩があるからこそ、昔からあそこは田処として稲をつくるところで、人が入らないぐらいの状態だったわけです。その下は水が漏らないからですね、いつでも水がたまっている状態で、その中に浸透がないものだから、結局、大雨が降ると浸かるのは当たり前です、表面までは水しか浸かっていないわけですから。だから、そういうのも含めていくためには、やはり上の方で今回の沈砂池も大事ですが、もっと上の方でユンヌ楽園の上辺りの断層、農協の選果場の下辺りにもあります。ああいうところで上から来る水も受けて、できるだけそういうところに流していく。少しずつですが金をかける必要はなくて、そういう場所を地主と相談してからある程度そこに持っていけるようなですね、そういう体制づくりとかはしていかなければいけないと思います。そういうところを昔の人たちとか、いろいろな人たちと知恵を出し合ってやっていくしかない。金をかけないでやっていく。今のウプインジュの件でも、大きな人の土地を上げるとか、人の土地を使って水路を大きくするというはすごい難しいことですので、そういう大事なことをやはり少しずつやっていかなければいけない。

それとまた、もう1回戻りますがギンネムの話ですが、最近余計道路端にも水路にも、みんなギンネムが生い茂っていて大変なことだなと思うのですが、それが根をはっていっぱい道路の横に生えることによって、何かが流れてきたときにその道路の横に、この辺に見たらみんなそのごみが、この防波堤みたいになって列をつくっているわけですね。そこに当たった水はどうしますかという、順番的な感じ

で水が全部その道路を伝わって1カ所に集中していく。そしたらどうしても災害が起きるのは当たり前なんです。1カ所に、今までなかったのがそこで足し算するわけですから。だからちょっとしたことなんだけど、ちょっとしたことが水を集める自然の力になっていって、そこが災害が起きているという現場も結構ありました。

それと、私だけの話になってしまいますが、質問でなくてももう技術の話ばかりになりますが、その畑総をするときに金額のせいもあるだろうけど、ここの地区をしました、ここの地区をしましたで、とびとびに年度はわたってしているけど、その関連性があまりできていなくて、その途中のつくるときに、もし下のところでつくったときに、上から来る水を受けるための用水路が最初に大きいのができているかというのではなくて、そこだけの地区で用水路をつくって、また上の地区でも用水路をつくって、そういうのが現状なのですね。上の方でその大きな水がたまってしまうと、それが溢れたときにどうなるかというのは、もう表面から溢れていって道路通して全部。だからそれが今回の岸元地区のああいう災害になっていくわけですね。だから、そういうのを含めて、どうしてもやはり見直していく必要があると。小さなことですが、そういうのをしないといけない。それと今回県の今までの畑総の拡張で与論の場合は、土で土羽を打って、その下に側溝をつくっていく。したら、今回みたいな感じでその横は土で下の方に側溝がある。そしたら上の方から大雨が降って流れてきたら、そのV字型の側溝のところは横にみんな土があるわけですから、土を洗い流したら側溝としての意味を持たなくて、あまり効果がないと。だからそういうのも含めて、町も県の畑総でやったら県営になったりしますから、そのところもやはり町としての意見をちゃんと出して、協議もして、何とか少しでもそういう側溝の幅を変えるか、そののり面のところであればせめてコンクリぐらいを打つと、それがV字型の大きな側溝になっていって、いざというときには助かりますし、また道路も崩れにくくなりますので、そういう対応とかですね、いろいろしていただきたいなと思います。すみません、1人で喋っていますが、もう対応の方をお願いしたいということで、みんなの知恵を出すために、それぞれが危機感を持って、そういうのを含めて小さいことから見直していく、また声を出していくということで、是非お願いをしたいと思います。

それとそのギンネムの件も、先ほど回答の中でありましたが、やはり水土里サークル集落のですね、これも最近道路の草刈りとかよくやりますが、その側溝の整備とかがほとんど最近進んでいっていなかったということで、それを含めて集落にもお願いして、何とかそのギンネム対策をしながら、またいろいろな方法を見つけられればいいなということで、それをお願いをしたいと思います。

それとさっきちょっとだけ触れましたが、どこの水路もいろいろな感じで与論で

言うアブ、ドリーネがあるところは、途中からオーバーフローをしていったらそこに流れるような工夫とかですね、そういうのもしていきたいと思います。それとあと1件ですが、そのシーマンズの上の方というか、そこら辺の山田さんところあたりの浸水なのですが、そこをですね、海岸のところにビーチロックがあって、ちょっと高くなってそこからあそこに水が漏らないということですが、その山田さんの家の下の方に、地下に水をためる大きな場所があります。そこも一緒に、ほとんど上から水が流れてきたときに満杯状態になって、地下にはあまり浸透していかない。そして今墓地の周辺で工事をされて、砂を取って土を入れているのですが、そういうのも含めて砂地にある程度浸透できたのが、やはり土を入れて転圧することによって、浸透力もちょっと落ちていくということですね。シーマンズの西側にある大きなため池、そこから流れる水もシーマンズの前から出てくる、昔のパマゴウのところから出てくるあの水路だけしかなくて、当然大雨になるとあそのため池が満杯に、ぱんぱんに浸かるぐらいような状態になります。だからそれをあの山のところをちょっとだけいろいろなことをすれば、そこから表面水として下の方に下りて、表面水であれば海に流れてもそんなにまでいろいろな悪影響はないと思いますので、そういう工夫も必要かなと思っています。

それと、今、県道から流れる水は、松井ハニヤカの牛舎の東側のところにアブがあるのですが、県道からの水がほとんどそこに行く。そうすると、やはりまたその地下の方がまた水が多くなってですね、そこはもともと水が多いところですから、できればそこも、もうちょっと排水路の方に流れるような工夫も必要かなと思って、具体的な話は高田議員の方からもいっぱい提案がありましたので、これで終わりにしたいと思います。

それでは、要旨の質問事項の2番、ブジョウ墓の調査についてなのですが、沖永良部の代官史にもですね、そういうのがちゃんと記載されていて、その墓地の場所や亡くなられた方々の名前とかがちゃんと載っているということですので、やはりいろいろな歴史の上で、保存管理や調査もしていただいて、あそこもまた崖地ですので、いざとなれば何があるかわからない場所ですが、今のうちに調査をしてやはり残しておくべきものは残すと。それから、その墓石に使っている石が海にある海中サンゴ、与論でいうチブレイシと言うのですが、あのくらいの墓石をつくるためには結構大きなチブレイシが必要なんですね。それを縦にして墓石として使っている。確かに軽いからそれがいいという感覚でもあるかもしれませんが、あの辺は下に行ったりすると真石とかあって、ハキビナの墓地にいと長い石があったりして、その墓石に使えそうな石もあるのですが、わざわざそのチブレイシをですね、切って墓石をつくっている。そしてテーブルサンゴを上から乗つけて笠石にしている。

そんな文化的ないろいろなのがやはり貴重だと思います。私もこの前喜界島に行きましたら、実際に現地のお墓は見ていないのですが、写真で飾ってあるんですね。そしたら同じような感じで海中サンゴを切って、その上にテーブルサンゴを笠石として使って、墓地をつくっている。同じような感じで喜界島と与論で陸サンゴ礁の島ですが、うまくそのサンゴを利用したお墓をつくっている。昔の与論のお墓の中でも、やはりそういうのが昔は会葬前の人たちの分はあったりしたのですが、そういう文化もやはり大事ですので、調査しながら残していただきたいと思います。

それから、共同納骨堂の建設予定地についてですが、確かに今こっちに御回答をいただいた感じで、計画変更を前提に進めているということでありがたく思います。あちらの方が、今回の鹿児島県の条例の中で崖地に指定されている部分がちょっとだけブジョウ墓のところから外れているのですが、下の方に畑があって、その急傾斜になっていない関係で、そこだけへこんで崖地の指定がされていないんです。でも私からすれば、石仁のあそこに向かって直接崖地の指定をすべきではないかなと思うぐらいの知識ですが、皆さん、この前の議会でも御説明したのですが、頂点のところの下に断層があってですね、ピアーヌパンタがこう斜めになっているというのは、その頂点に横からずれ落ちた土とか、そういうのがあるということなんです。あそこは中の方にその基盤岩の火山岩があって、その上に土が堆積した粘土質状のが石みたいになっていて、与論でダガラと言いますが、それが斜めになって走っているわけです。その間から水がぼんぼん流れてくるようになっているのですが、本当にそういう状態ですので危険な地域です。だから、公共施設をつくるのにどうしてもその崖地であれば、それから高さにあわせて後退距離があるわけですが、そういうのを含めたときに建設予定地としてはあまり向かないと。そういうことで今回質問をさせていただきましたが、検討されるということで安心しています。あの地区はどうしてもこの崖地でもあります、下に断層が走っているということを前提において、今回の立長石仁線の断崖のところの擁壁もそうなのですが、その独特の地形で大きな石が座って安定しているように見えているのですが、基盤岩の上にその泥岩みたいなのが乗っかっていて、それが風化するとピヤードゥルみたいな感じになって、その上にその大きな石灰岩が普通の島のいうコーラルの石灰岩が乗っかっているわけです。ちょっとしたことでそれが崩れていく、今回の石仁のところも、見られた方は御存じだと思いますが、下の方にそういう層があってその上に石が乗っかっていて、何かがあればそのまま縦状の石がほとんどですが、それが崩れてきて今回みたいな状態です。だから、その次の整備の中でもちょっとコンサルにもそういう話をさせていただいて、次の災害が起こらないように検討していただきたいと思います。

すみません、私の話ばかりで、皆さんに対してのお答えするあれをしていないのですが、どうか一人一人のいろいろな感覚のそれぞれの課の感覚もあったりしますが、やはり島の人たちの昔からのいろいろな知識、そしていろいろな人の話を聞いて、やはり災害対策というのはそういうところから始まると思いますので、現場を見ながら検討して、またできるだけ災害がないような島にできるように御尽力をいただきたいと思います。

最後になりますが、今回豪雨災害の中でいろいろな調査をされたり、その日から担当する課においては、雨の中いろいろな対策で御苦労されたと思いますが、本当に心から感謝を申し上げます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） これで3番、吉田勉議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。10分間休憩しまして11時から次の一般質問に入りたいと思います。

-----○-----

休憩 午前10時53分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、4番、吉田剛議員の発言を許します。

4番、吉田剛議員。

○4番（吉田 剛議員） 早速ですが、よろしくお願いいたします。

1 郷土料理の継承について

- (1) 本町において、国の重要無形民俗文化財に指定されている十五夜踊りやヤーナー、方言といった伝統的な文化が今も大事にされ、与論らしきとして観光PRにも大きく影響してきている。一方で食において島の郷土料理を今後後世に残していくことも、更なる観光の強みや雇用の創出にもなりうると考えるが行政としてはどのように考えているのか意見を伺いたい。

よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ありがとうございます。吉田剛議員の質問事項1の要旨1についてお答えいたします。

本町の歴史、文化の保存・継承については、十五夜踊り保存会をはじめとする文化協会に所属する各種団体による取り組みをはじめ、公民館教室、与論カルタ大会の開催や方言教室、学校給食での郷土料理の提供など、多方面での取り組みを行っ

ています。

島の伝統文化を次世代に継承することは非常に重要であるとともに、貴重な観光資源になり得ると考えています。

本町では、昨年度、観光・文化利活用保全ガイドラインを策定し、有形文化財のリスト化や観光活用、保全策等について定めたところです。今後は、無形文化財についても同様にガイドラインへの掲載を検討しており、郷土料理についても対象としたいと考えています。

また、昨年度に策定した宿泊施設や飲食店向けのサステナブルガイドラインにおいては、当該事業者が取り組むべき指標として「郷土料理の提供」を項目に入れており、今後は飲食店や宿泊施設等とも連携して、郷土料理の提供を推進してまいりたいと考えています。また、観光協会におきましても、女性団体等と連携し、観光客向けの郷土料理体験プログラムを造成・販売しているところです。

地元の伝統文化である郷土料理を観光プログラムに組み込むことにより、観光客の魅力度向上と観光による地域への経済波及効果の最大化につなげるとともに、観光振興を通じた後世への文化継承にもつなげてまいりたいと考えています。

○議長（沖野一雄議員） 4番、吉田剛議員。

○4番（吉田 剛議員） ありがとうございます。さまざまな取り組みをされているということで、すごく重要な事項だというふうに捉えていらっしゃるのだと感じています。ありがとうございます。その中で、現状郷土料理をメインとしてやっているお店というのは恐らくないと感じていて、一部でスーパーとかでミシジマイを売っていたりとか、居酒屋ではピャースーをつくる体験ができる場所だったりというのはあるのは把握しているのですが、その中で、答弁の中にもあったのですが、学校給食についてどのような取り組みがされているのかというのを、ちょっと教育長の方からひとつ教えていただけたらと思います。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。学校給食の方では、自分も県内いろいろな給食を回ってきながら、与論に来て非常に嬉しかったのが、与論の素材というかモズクとか、シブイとか、ゴーヤとか、インゲンとか、それからマンゴーとか、本当に特産物を出してメニューに出ていることが非常にありがたいな、嬉しいなと思いましたし、また郷土料理として先ほどありましたが、そのミシジマイとかですね、ウブシムッチャーとか、プチムッチャーとか、そういったのも定期的に提供しています。これはただ提供しただけでは、子供たちもまた食べる先生たちもわからないので、センターの方では、ミシジマイとはこういうことなんだよとか、そういった伝統文化に関して、放送委員会の子供が給食時間にそのメニューの紹介をし

て、食べているという状況があります。これは一見、観光PRにはあまり関わりがないように思いますが、実はそういう郷土料理を知らない子供たちも今多くなっていますし、そういった意味では、将来の子供たちに郷土料理を知ってもらうという場面というのも非常にいい機会だなと思いますし、また、学校現場は御存じのように島外の先生方がほとんどですので、そういった先生方が与論のその食材、郷土料理に触れることで、また、再度来島されたときにもそういう郷土料理を含め、また郷土の素材を活かしたメニュー等も注文したりという意味では、いい観光PRにもなっているのかなと、今、話を聞いて思ったところです。

○議長（沖野一雄議員） 4番、吉田剛議員。

○4番（吉田 剛議員） ありがとうございます。前回の一般質問のときでも池田議員が質問をされていたと思うのですが、そのときにもお伺いをしていたので、そういう取り組みがあったというのを改めて聞けてよかったと思います。また11ページの方にも郷土料理体験プログラムを造成・販売というところもあるのですが、この内容についてもちょっと説明いただけたらと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） ありがとうございます。お答えさせていただきます。

郷土料理の体験プログラムにつきましては、観光協会の方で造成・販売を行っているところです。令和3年度頃から官公庁事業ですとか、内閣府の事業を使いまして、その一環の中で提供しているところです。主なメニューとしましては、先ほどありましたミシジマイですとか、プチムツチャーとかピヤースーとか、そういったところを中心に提供をしながら、あとはその一緒に活動していただける地元の女性団体の皆様の方でつくっていただけるメニューというのを、一応提供しているというところです。

○議長（沖野一雄議員） 4番、吉田剛議員。

○4番（吉田 剛議員） ありがとうございます。潜在的なニーズとして、郷土料理を残したい人は結構いるのではないかなというところと、あと需要としては観光客だったりとか、与論から出た人たち、与論の味を思い出すためにも帰ってきたときに食べたいなという人も結構いるみたいなので、そういったところのニーズは結構あるのかなと感じているところで、その与論町内においても食生活改善推進員連絡協議会というのがあったり、これは20年ぶりに昨年、高校3年生向けに料理教室を開いていたりとかですね、毎年パンフレット・冊子を配っていたりとかいう活動もお聞きしました。また、与論町食育推進計画というのも平成26年度から平成30年までの5カ年計画であったりとか、これは継承というよりも食育だったりとか、地産地消を目的としたニュアンスがちょっと強かったのではないかなとは思ったり

もするのですが、また与論町生活研究グループというのが、「あんまあの贈り物」として、島の特産品や野菜を詰め込んだ冬のふるさと便というものもあるというのを調べてわかってですね、そういった取り組みもいっぱいされているんだなという中で、ちょっと佐賀県の西部の方にある嬉野市というところが、ちょっとおもしろい取り組みをしていたので、ちょっと紹介させていただきたいのですが、その嬉野市というのが、500年の歴史の嬉野茶、お茶があったりとか、1300年続く嬉野温泉があったりとか、400年の伝統を持つ焼き物、吉田焼というそうなのですが、そういった歴史あるまちで、その市がティーツーリズム、お茶のツーリズムですね、そういったのをやっているらしくて、世界的に富裕層の方々をターゲットとした高付加価値の企画化に成功したみたいで、その内容としては、コーヒーがいいところというところだと1杯が1,000円から2,000円ぐらいするところを、お茶はなぜ無料なのかという、そういう問題からいろいろ試行錯誤して、そういったツーリズムをつくりあげたみたいなのですが、例として、「茶考」お茶を考えるというテーマで、80分ほどかけてじっくりお茶を楽しむプロジェクトがあるみたいで、それが1人当たり5,500円で販売されていて、結構な予約があるみたいで、その内容としては、栽培から体験してその加工した5種類の嬉野茶が主役となり、その地元の吉田焼、焼き物ですね、その器に入れて提供すると。その品種はもちろんなのですが、製茶の方法だったり、焙煎、淹れ方について、カウンターにいるコンシェルジュによる丁寧な説明を聞きながら、地元の茶農家が手間暇かけて熟成加工を施し、独自に工夫して抽出したお茶を楽しむというプランらしいのですが、写真で見たのですが、真っ暗なカウンターの中に1人座って、そのコンシェルジュの話を聞きながら80分かけて飲むというプランもあるそうで。また別の体験としては、茶畑の中に天茶台、50平方メートルぐらいの木の土台があって、そこで野外茶室を見立てて、そこで茶畑を見ながらお茶を楽しむというのがふるまわれているそうです。それは、1人当たり1万5000円で販売されているそうで、それも外国人富裕層の方からはすごく予約が入っていて、人気だということで、佐賀県なので是非一度、視察にとか取り組み方とかもしていただいてもいいのではないかなと思ったりもしたのですが、そういった付加価値の付け方というので、すごく与論にも絶対ポテンシャルはあるので、その付加価値の付け方で郷土料理をどんどんどんどん、きれいごとだけではなく、実際稼いでいかないと継承というのはなかなか続いていかないのではないかと思っているの、そういったところでも力を入れていったらどうかなと思うのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ありがとうございます。今、吉田剛議員からありました付加価



値。そうですね、私たちもやはり小さな島で、資源がそんなに豊富にある島ではありませんよね。そういうところは1次産業の農業生産と、それをまた2次、3次につなげて、6次化にしていく。小さな島での生き残りというのは、やはり品物一つ一つに対して大量に安価で、大量に支出して大きな対価を得られるということではなくて、資源の少ないところは知恵を出して、そういう付加価値性を高めて、少数でもこういう単価を上げて、やはりそういう取り組みというのは大事だと思っています。私は、ヨロン島観光協会長時代に、修学旅行の高校の受け入れで、「1島1校貸し切り」という文句を謳い文句に、1つの島を1つの高校に貸し切るんだと、その中で10クラスあれば10件の宿をその高校側に選んでもらって、最低での条件がですね、食事でした。というのは、Aの宿泊に泊まったらこういうのが出てきた、Bだとかいうのが出る、生徒間でいろいろ差があってはいけないのと、やはり基本的に漁業、そして農業の生産をしている人たちとも連携をして、やはり地産地消というか、そういう考え方で同じ料理の提供をするということで、1島1校貸し切りというのを進めていた経緯があります。その意味でもやはり食の大事さ、与論はこういう料理が出せるんだよという大事さというか特色は、観光にも当然連携していけると思いますし、また、与論での地場産業の特産品づくりにおいても、そういう特色のある付加価値を付けた商品開発とか、そういうところに力を入れたいと思っていますので、大変貴重な御意見だと思っています。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 4番、吉田剛議員。

○4番（吉田 剛議員） ありがとうございます。町がその継承というところに関わっていくメリットとしては、民間だけでやるとスピード感があってすごく早く進むとは思いますが、やはり町が関わることによって、継続性がすごく違うのではないかなと思うのです。十五夜踊りもそうですが、100年、200年後世につなげていくためには、やはり行政としての協力というか、そういったプロジェクトがあったとしたら、それに参加するというのがすごく大事になってくるのではないかなと感じているところです。

あとは雇用が生まれるとは思いますが、というのは、例えばですが、あんま食堂みたいなのを設けてですね、そういったところで1日3食とか、5食とか、10食とか限定で予約制にさせていただいて、おばあちゃんだったりとか、お母さん方々が、その予約に対してその郷土料理をふるまうというような施設、環境があったらどうかなと思ったりもしていて、そういった面でも雇用が増えたりとかするのではないかなと思っています。先日ちょっとテレビでもやっていたのですが、これはふるさと納税にも関わってくるのですが、徳之島で島一番の料理上手のおばちゃ

んと言われている人が、徳之島で採れたジャガイモでつくった島唐辛子とか入れた  
コロッケを、ふるさと納税で返礼品として出していたのですが、結構人気みたいで、  
やはり手づくり感というのがすごくいいみたいですね。大量生産できないとは思っ  
たのですが、そういったその価値のあるものに対して、これからというのはお金を出  
していくような時代になってくるかと思いますので、そういった島ならではのもの  
で、価値を付けていったらいいのではないかなと思っていたところです。この雇用  
創出については、町長はどのようにお考えですか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 今、吉田剛議員の雇用について。そうですね、手を挙げてそう  
いうことができる、そういう方がおられれば、当然、商工観光課そしてまた観光協  
会が連携して採用していったり、そういう人材を育てていったり、いろいろな補助  
事業等があると思いますので、それに関わってやはりそういう雇用創出はまた力を  
入れてまいりたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 4 番、吉田剛議員。

○4 番（吉田 剛議員） ありがとうございます。すごく前向きな御意見を本当にあり  
がとうございます。本当に郷土料理を残すことによって、生産者側にも結構恩恵も  
出てくると思いますので、畜産だったり、農業、漁業、全てにおいて恩恵が生まれ  
ると思いますので、産学官民で連携を取って、そういったところに取り組んでいけ  
たらいいなと思っている次第です。

簡単ではありますが、前向きな意見をありがとうございました。以上で、一般質  
問を終わらせていただきます。

○議長（沖野一雄議員） 4 番、吉田剛議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。昼食のため、午後は午後 1 時 3 0 分から再開します。

—————○—————

休憩 午前 1 1 時 2 0 分

再開 午後 1 時 2 9 分

—————○—————

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、1 番、池田理恵議員の発言を許します。

1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） 第 4 回定例会一般質問に先立ちまして、1 1 月 8 日、9 日に  
起こりました未曾有の水災害において、被災された方々へ心よりお見舞い申し上げ  
るとともに、復旧・復興に向け御尽力いただいている皆様におかれましても、深く  
敬意をお捧げいたします。また、今後の対策といたしましても、町民の皆様へ周知

徹底いただき、防災意識への向上へもつながるよう、共に務めさせていただきたく存じます。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

さて、前回の定例会におきまして、一般質問させていただきました島の将来を担う子供たちについて、ゆんぬ学、海洋教育での目的を達成するため指導者側の育成についてですが、早速、ゆんぬ学へ活かそう職員向けアイデア研修会を開催されましたこと、感謝いたします。島の人、自然、文化、心などを教材として主体的に学び、自立した人間性や探究心を身につけることが目的ですので、取り組みには節目はあっても終わりはないものと思います。指導者の声かけ、関わり1つで生徒の興味・関心の理由を深く掘り下げていき、可能性を広げていくことにつながります。今後の現場に活かされていることを期待しています。

次に、学習者が自ら主体的に学ぶ教育環境づくりの1つとして、宿題のあり方におきましては、教育長発案によります自らアドバイザーとしてお声を上げ、子供たちや各御家庭における思いまでも意図し、寄り添う姿勢に感銘を受けました。このお姿を受け、私といたしましてもより理解を深めていただくために、各学校へ出向き、校長先生に意図をお伝えし、家庭学習について資料もお届けいたしました。各校長先生より現状もお聞きし、今後に活かすことのできる可能性を共通理解いたしました。学習者が自ら学びたくなる環境配慮の1つとして、御提案につながりましたこと、心より感謝申し上げます。

最後に、子育て支援について各家庭における直接的な物資支援の拡充においては、学習用品に加え、制服も可能であるということで御答弁いただきました。その後、小・中・高校性を持つ保護者の意見をまとめた文書と、参考事例を町民生活課へお届けさせていただきました。意見を前向きに捉えていただきましたこと感謝申し上げます。調整などをこれから行われると思いますが、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、前置きが長くなりましたが、第4回定例会におきまして、先に通告しました一般質問を読み上げたいと思います。

#### 1 災害対策について

- (1) 先日線状降水帯による水災害が発生しました。下校時刻の頃には道路と畑の境目がわからないほどの場所もあり、安全とは言えない状況であるにも関わらず、各教育機関によって下校の仕方に差がありました。子どもの安全を第一に考えるべき教育機関において、指示の差は保護者からも非常に不安の声が上がっています。なぜこのような差ができてしまったのか、当時の状況と今後の対策について伺います。

#### 2 地域ぐるみの子育て支援体制の充実について

- (1) 現在与論中学校において、部活動の地域移行が推進されています。「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指していますが、保護者への理解と人材確保について現状を伺います。
- (2) 子どもが安心して過ごせる居場所づくりとして、第三の居場所を推進していますが、現在どのような子どもたちの利用を想定し、目的に応じた体制を整えていくのか、今後の計画と見解を伺います。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 池田理恵議員、質問ありがとうございました。質問事項の1要旨1についてお答えいたします。

今回の豪雨災害時の下校の指示について、各学校で下校の仕方に差が出てしまったことは、深く反省すべきであると考えます。教育委員会として、各学校に大雨時の下校について配慮するよう指示すべきであったと認識しています。

豪雨が発生した日は、教育長が不在であり、音楽発表会の開催による各学校長の分散があったこと、予測不能の豪雨であったこと、これらの複数の理由で統制が取れなかったことが、原因の1つであったと考えます。

各校の下校については、小学校では1学期に実施している車両による児童引き渡し訓練にならない、保護者にお迎えを依頼したところでしたが、訓練で利用していた道路や校庭が水没し通行困難な箇所が出現したほか、お迎えの依頼メールが保護者に届かないケースが生じるなど、一部混乱が生じていました。

中学校については、放課後の活動を中止し下校指導をした上で、生徒がそれぞれ下校をしたところです。また、先ほど申し上げたように、この日は小中高合同の音楽発表会が計画されており、バスによる移動が始まっている中での豪雨だったため、音楽発表会については校長等で相談し実施を判断しています。会場となった砂美地来館に多くの児童生徒や保護者が集合していた手前、途中での解散は厳しかったと思われる。

今後の対策としましては、まずは天候等の情報をいち早く取得し、緊急時に適切な判断を下せるよう備えを進めたいと考えています。大雨による危険性が懸念される場合、空振りとなってもよいので、行事等を早めに延期・中止したり、午前中で下校したりする等、万が一に備えた判断が可能となるよう、判断基準の見直しなど必要な環境の整備を行います。

また、学校から保護者への連絡体制の見直しや、今回の状況を踏まえた引き渡し

訓練の再検討を行いつつ、災害発生時における児童生徒の安全確保のための各種対策の更なる拡充を進めてまいります。

続いて、質問事項2の要旨1についてお答えいたします。

部活動の地域移行については、例年3学期に中学校において、部活動の地域移行の効果を測るために、生徒・保護者・教職員にアンケートを実施しており、その際の資料を通して周知をしているところです。

今年度、1年生の保護者については学校での周知の実績がございませんでしたので、来年度は新学期での配布物やPTA総会等、保護者への周知の機会を増やしていきたいと考えています。

また、人材確保については、体育協会やヨロシC等と連携して人材確保に努めています。現在は、野球、サッカー、女子バレー、卓球、吹奏楽部において地域移行がなされています。

しかしながら、男子テニス、弓道、美術について、地域指導員が決まらず地域移行がされていないことから、今後も地域団体や町民に周知しながら協力を得られるよう努めてまいります。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 池田理恵議員の質問事項2の要旨2についてお答えいたします。

子ども第三の居場所は、未就学児から小中高の児童生徒などを対象としており、家庭や学校、地域などのほかに、ゆっくり過ごせる居場所を必要としている子供たちの利用を想定しています。また、子供たちの保護者にとっても、ゆっくりできる場所となるようにしたいと考えています。

現在、総合グラウンド管理棟の改修設計を進めており、来年度に改修工事を行い、令和8年4月からの開所を目指しています。この施設は、利用する子供たちの夕食まで提供する環境を整えることが求められており、開設時間が比較的長時間に及ぶことから、シフトを組めるだけのスタッフの確保や、保育士などの専門資格を有するスタッフの確保が必要となります。

運営については、基本的に外部委託を考えています。子供たちのニーズもさまざまなことから、いろいろな人にボランティアで運営に参加していただける体制を整えていけたらと考えています。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） 御答弁ありがとうございました。災害対策について教育長へ再質問いたします。

今後の対策としての具体的な内容と説明ですね、あと保護者に対してはどのように周知をしていくのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。具体的な方法として、まずは教育委員会側としては、その行事等の実施判断等について、早めに状況把握してその中止、実施、延期ということをしてないといけないなという部分。この日は、答弁しましたようにちょうど吉田議員と一緒に、そのときはまだ与論の上空で待機している状態で、なかなか指示が出せない状態でした。夕方、鹿児島に戻ったときに、明日の土曜授業をどうするか、日曜の町内1周駅伝をどうするかということに関しては判断ができたので、即もう明日は学校は中止、明後日の駅伝についても体育協会と協議をしながら、早めに中止の判断ができたところなんです。そういったその当時午前中いなかったのも、憶測でしか言えませんが、そのときの状況で判断を早めにできたのかなと思うので、そういう行事等の判断をしっかりとすることと、それから各学校では、聞き取りをした中ではやはり、一生懸命対応しているんですね、実際は。いる人数で一生懸命対応しているのですが、なかなか状況が把握できていない。例えば中学校のあの高台にいて、どこかが通れない状況があるというのはわからないわけですね。だけど、役場のこのホワイトボードの中ではどこかというのがあるので、そういった情報がいち早く来るところは役場ですので、教育委員会、行政としては各学校、わからないところにいる学校に対して情報を流すということも、各学校の判断を誤らせないためには必要なことかなと思いました。一番は、教育長のリーダーシップをしっかりと発揮するということが大事だと、教育委員会としては思います。あとは学校としては、訓練も、小学校は3校とも、5月11日に引き渡し訓練というのを実際やっているんですね。やっているのですが、訓練というのは全職員がいた状況で、割と環境的には整えられた状況で訓練をしていますので、今回のように音楽発表会に行っている学年もいる、校長は学校にはいない、そういった職員がいろいろな不足していたりとかという状況の中での部分というのは厳しかったと思うので、そういった引き渡し訓練の見直しですね。例えば、想定外のことが起きています。いつもはここからだよというところが、もう土砂崩れで水害で水没して通れなかったり、通れなかったときにはどうするかということで、ある学校においては一方通行するなり、臨機応変に対応して、事なきを得ている部分もあります。そういった意味では、今までのその計画していたところで本当にいいのかどうかという部分と、予想外のことが起きたときにはどうするんだという2次案、3次案というものも、考えていかないといけないのかなというのを感じました。そして、引き渡し訓練は小学校だけが行っているんです。中学生にもなると、もう自分で行動するだろうということで、大概の学校では県内中学校では引き渡し訓練というのはしていないと思うのですが、今回の災害を受けて、やはり中学校において

も引き渡し訓練というのも必要ではないかというようなことも学校側からもありましたし、私たちもそう思っていますので、引き渡し訓練がまだできていなかった中学校なんかは、そういったのもやる、またマニュアル化するというのも必要だなと思いました。それから今回、ちょっとパニックになったところが、通信網が結局、学校側としては一斉に安心・安全メールで流している、流しているからみんな届いているだろうと思っている中で、一方には届いていなかったりとか、夫婦間でも届いている、届いていないというのもあったりして、そういったところでもありましたので、この間、管理職研修会もあって、その中でもお話をしたのですが、いくつかやはり打っておくとか、アプリでの発信の仕方、メールでの発信の仕方、それから防災無線等とかですね、もし電源が落ちたときとかですね、いろいろなを想定してその連絡体制というのは、各学校でしてもらわないといけないという部分。それから、各学校には安全マップというのがつくられていて、ため池の場所であるとか、いろいろなところがあるのですが、今までは、ここはため池がありますよ、危ないですよというところから、今度は、水害のときにもしかしたらそこは氾濫するかもしれないとか、そういったところも付け加えながら、安全マップの見直し等も図る必要があるのかなと思ったところです。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。非常に具体的でわかりやすかったです。役場全体での共有、そしていろいろなことを想定したときの情報共有の方法を幾重にも持つておくということ。各学校にさまざまなシチュエーションとか、そういったことも想定した上で、今後対応していただけるということで、また、保護者でもこういう状況というのは共有していただいてわかっていくと、何かわからないところでも保護者殻の声が上がることで、助かることとか助けになることもあるかもしれませんので、このところはみんなで注視していくということも必要かと思っています。ありがとうございます。

このように、自然災害というのは想定できるものではありませんが、大難を小難に抑えるためにも、今安全マップというお話がありましたが、法令等に基づき体系的に自治体での作成、取り組みが進められているハザードマップがございます。国土交通省が発表している主なハザードマップのうち、与論町に該当する可能性があるものとして、洪水、内水、高潮、津波、土砂災害、ため池、震度被害などが挙げられます。こういったハザードマップは現在ありますでしょうか。若しくは今後作成の予定はございますでしょうか。町長、お願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えします。

津波を想定したハザードマップは全戸に配布していますので、これは皆さんよく御存じだと思います。それから土砂災害に関するもの、こちらの方も防災計画の方で土砂災害警戒区域とかを提示しています。浸水被害、そういったところのハザードマップ、津波のマップのようなものではつくられておりませんが、大体津波の想定した標高、海拔、そういったところがまたございますので、また低地のところは浸水しやすいということが把握できるということではありますが、その浸水マップといったところまでは、ちょっと津波のマップで代用させていただいているという状況です。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。未曾有ということで、確かに想定ができない中で想定をしていくというところは非常に難しいところではありますが、今後地震なども考えられると思いますので、あわせてまた皆さんで御提案をいただきながら、つくっていただけたらと思います。今回の災害を通し、一番困ったのはリアルタイムな情報です。14 時頃には冠水した場所にコーンが置かれておりました。この日は各学校合同での音楽発表会が開催されておりましたので、児童生徒はもちろんのこと、関係者、保護者の方々も砂美地来館へ足を運びました。集合時間にはすでに多くの道が通れなくなり、何度も U ターンをして遠回りせざるを得ず、目的地に着くまで時間がかかりました。この状況を受け、島民の皆様の中には、自主的に手書きで通行止め箇所を地図に色付けし、知り合いの中で共有してくださる方もありました。このようなことからリアルタイムな情報を得るために、インターネットを使える限りは何か共有できるものが必要だという声が上がっています。与論町ではそういったリアルタイムで情報を共有できるようなものを導入予定、または検討されていることなどありますでしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） 今回の大雨を受けて、そういった情報共有というのが非常に大事だということを痛感しています。今のところそういった計画はございませんが、今後また検討していけたらなと思います。私ども災害対策本部の方にも消防団の方々、町内各地に住んでいらっしゃいます。そういった方々からの LINE が今ここが冠水しているとか、どういう状況だということを写真付きで送られてきて、それをもとにいろいろマップに落とし込んでしていたわけですが、今後またみんなに共有できるようなシステム、そういったこともまた大事かなということですので、今後検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。もし、大きなこの自然災害が発生し



たときに、最初に必要となるのがおっしゃっていたとおり、状況をきちんと把握できる正確な地図です。地図がなければ救助活動すらままならず、それによって命をも左右いたします。そこでお伝えしたいのがクライシスマッピングというものがございます。自然災害等の危機的状況下で、その現場の状況がわかる地図をつくり、世の中に発信することを指します。クライシスマッピングで作られたオンラインの地図は、この橋は通れない、あの地域は水没している、仮設トイレはここにあるなど、情報がリアルタイムで更新されていきます。そしてオープンライセンスのもと、誰でも自由に地図を書き込み閲覧できるという内容になっていますので、そちらがオープンストリートマップというものがございます。今後、こういったものも活用等御検討いただき、みんなで乗り越えられる仕組みづくりの1つになればと思っています。しかし、インターネットは使える方々が限られてしまいますので、日頃からコミュニティづくりが重要となってまいります。与論町でも集落ごとのイベントや活動がございます。特に町民体育大会におきましては、多世代が一堂に集結し、交流を深める貴重な機会でもあります。この町民体育大会としての楽しさを残しながらも、防災に関する知識や知恵を身につけ、自分で助かる、他人を助けることの大切さを学ぶ防災運動会というものが、地域や企業によってはすでに取り組んでいるところもございます。企画内容も実にユニークで、防災借り物競走や防災クイズラリー、防災障害物リレー、非常食体験会など多岐にわたります。ここで教育長に伺います。今後、町民体育大会の競技の1つにこういったことを御検討いただくことは可能でしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） 新しい発想をありがとうございます。運動会の種目も毎年行うときに検討しているところですが、そういうみんなが一堂に集まる場所ですので、種目に取り入れるかどうかは別としても、そのみんなが集まる集落、若い人から高齢者まで集まる中での何らかの意識啓発だったりとか、そういったのもまた新たに検討する余地というか、種目に関しては割と固定的になっている部分があるので、そこに新たにという部分の中では、少しハードルは高いかもしれませんが、そういった意識を持ちながら、また、もしかしたら地域の方々もそのように思っていて、こんなのがあったらいいよというのが出てくるかもしれませんので、また、担当とも話をしながら、意識が高まるようなですね、今運動会のことがありますが、それ以外の行事等も教育委員会は大きいのを持っていますので、そういった中でもまた違う形での発信とかですね、意識を高めるためのことも工夫できるのではないかなと、アイデアをいただきました。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。意識が高まる、まさにそこに照準をあわせて、皆さんで知恵を出し合いながら高めていきたいと思います。

こちらの質問の最後になりますが、災害というものは島で起こることだけではございません。南海トラフ等の地震が懸念されていますが、島が無事でも大災害が起こった場合に物資が運ばれないなどの影響も考えられます。食料に加え、エネルギーについても考えておかなければなりません。今後、島1個分の暮らしを考えていくことは、何が起きても暮らしていける強い島としてさまざまな可能性を秘めていると感じます。島でとれるものを長期保存できるものに加工していくことで、特産品開発にもつながります。エネルギーに関しては、例えば今問題になっているギンネムですが、やせた土地でもすぐに繁茂し、移入当初は畑の緑肥、薪炭、家畜の肥料、荒れ地の緑化、土壌流出防止など多目的に有用な植物として重宝されたと言われています。しかし、生活様式や農業形態の変革により用途はなくなり、ミモシンという毒性の問題があることから家畜の飼料にも使えなくなりました。しかし、近年になってミモシンを発酵過程で除去できる技術が開発され、それと同時にカルシウム、カリウムといったミネラル、たんぱく質、食物繊維などが注目されるようになりました。現在、沖縄県ではお茶などの健康食品として商品化され、土産物屋などで販売されています。さらに、生産するバイオマス量はほかの植物と比較して桁違いと言われており、持続可能な循環型社会の鍵を握っているかもしれません。また、グリーンインフラ技術を導入することにより、自然環境の機能を社会資本整備や土地利用に活用し、持続可能な地域づくりを進めていくことも可能です。

以上を踏まえ、今後の取り組みや思いなど、これまで重複するところもあるかもしれませんが、町長から一言言葉をいただきたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 池田議員、本当にありがとうございます。今、ギンネムの商品化の方がありましたが、またその反対の意見として、ギンネムの駆除を要望しているところもあって、それが今、池田理恵議員がおっしゃったように、商品化ができれば、そっちの方が実用化に向けて検討するのに値するのではないかと思います。また、その8日の日は、東京にB&G財団で子ども第三の居場所、いわゆる令和8年度開設、開所を目指しているそっちの第2回のセミナーに徳之島町の高岡秀規町長と、徳之島町はもう令和7年4月に開所ということで、私たちは1年かけて令和8年度の開所、そのトップセミナーに参加しているときの災害だったわけですが、その前の11月5日に、清水建設そして鹿児島大学と去年協定を結んだわけですね。清水建設、鹿児島大学と連携して何をやっていくんだろうという方向性がなかなか見出せなかったときに、与論島のアカデミー構想というところで、そのときに

まだ5日でしたので、8日を迎えていないところでやはり災害に強い島を目指すと、アカデミー構想はですね。そういう構想を基本的に合意したところだったのですよね。それでそこはこの大雨を経験するというのは予想していなかったもので、あくまでも南海トラフとか沖縄近海沖での大きな地震があったときの津波とか、港とか空港とかが使えなかったときのいろいろな対応とか、そういった方向で清水建設、鹿児島大学との連携で災害に強い島を目指していこうというところで、基本合意ができたところだったんですよ。もう水害も経験しましたし、そこには台風の常襲地帯で、台風はもちろん、地震が起こり得るかもしれない地震の対策、そして今回水害ですね。それをあわせたところで与論全体が島民も含めて、やはり一番最初は自助だと思うのですよね、自分たちの島内町民が、自分たちの身は自分たちで守るという、最初はそういう気持ちから、あと共助、公助につながっていくわけですので、こういう大きなところにはもう率先して、その公助の方は早急に対応しないといけないというのは感じていますが、まずは島民意識が、水害もあるんだということで認識したところで、そこで災害に強い島に対策取っていければと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 1番、池田理恵議員。

○1番（池田理恵議員） ありがとうございます。まさしく災害に強い島、そして島1個分の暮らしという循環型の社会がいち早く実現できることを祈りつつ、また今後の防災対策の向上と島のこういった発展を期待して、次の質問に移らせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、地域ぐるみの子育て支援体制の充実についてより、地域部活動について再質問いたします。国の方針により部活動が地域移行へ本格化されています。こちらいろいろ答弁いただいたのですが、現在の状況と今後どのようなふうに展開していくのか、教育長お願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。地域部活動は、なかなか聞きなれない言葉かもしれませんが、国の方は令和5年度から、土日において中学校の部活動なるべく地域に移行して、土日は先生たちが指導しなくてもいいようにというようにことでそれを進めています。これは、出てきたのは、中学校の先生方の長時間労働のところが1つ、それから地域によっては与論もそうなのですが、指導者が変わるとにその競技自体が弱くなったり強くなったり、指導者がいなくなったりというような、そういう転勤によってそういう差が出てくるので、そういったことがなくなるように地域で持てば、ずっとそれが持続可能になるのではないかとということで、地域にとっても先生たちにとっても、このWIN-WINの関係になるようなシステムづくりをしていこうと。今、国の方は土日だけの部分の中で、来年度ま

でなのですがちょっと予算をかけながら、なるべくスムーズに移行ができるようにということで進めているところなのですが、与論はそれをもっと令和3年から先行的に実施して、県内外から与論の地域移行の仕方について、結構視察にも来るような感じで、先行的な実践の町だと思います。この方向性としては、結局は土日だけではなくて、また平日なんかもという形になっていくとすれば、今度はやはり地域の指導者というのが必要になってくるということと、学校の部活動という私たちが体験してきた部活動ということを、学校ではなくて地域の中で子供たちのそういったスポーツ・文化の部活動を地域ぐるみで見守っていくという体制に変わっていきとしていますので、そういったところがまだ質問の中にもあったように、保護者なんかはそんな知らないのではないかと、いつまでも部活動はあるのではないかとこの認識なのではないかということもあるので、そういったのも中学校の保護者だけではなくて、地域の方々にもやはり理解してもらうことで、今、指導者も不足しているところなんかも、この指導に行きやすい環境というのもできるのかなというのがあります。また、もし指導者について質問があれば、また後でお答えしたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。まさしく今、部活動がなくなるというところで、初めて聞く保護者の方々も未だにいらっしやいまして、その都度説明してもなかなかイメージが追いつかないという現状もございます。子供たちは多感な時期に部活動を通して学ぶことは真剣に打ち込むという体験、だからこそ味わう嬉しい、悔しいといった経験。こういった経験が長い人生において、まさに生きる力になります。地域部活動へ移行することにより、このような機会が守れる環境づくりの必要性を感じています。ただいまの御説明にもありましたが、学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識のもとで、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指しています。そして、教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験やさまざまな世代との豊かな交流等を通じた学びなど、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要と示されています。これらを達成するための人材確保といったしましては、指導者、一緒に取り組める方、見守りのできる方と関わる方を広げていくことにより、持続的に地域部活動が可能になると考えています。

ここで、一番難しいとされる指導者について、積極的な育成に取り組む必要があ

ります。地域移行の予算により、専門分野における地域指導者育成研修会などの参加、こういったことなどは可能でしょうか。またほかに案などがございましたら、お願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。先ほどの部活動が生きる力になるというのは、まさしく自分なんかも部活動でいろいろな意味で心身鍛えられて今があるような気がしますし、部活動の良さというのは認識しているところです。ただ、今社会の流れの中で私たちもいつまでも昔の部活動を思い出しながら、その良さだけを持っていくということは、今の社会にそぐわない部分があるかもしれませんので、そこはあったように、学校の先生が見るというところではなくて、地域で見る。島のワラビンチャーはみんな島のワーチャガタミチ、実力付けていくということは必要だと思いますので、そういった関係づくりにしていきたいなと思います。その中での指導者という意味では、各所が苦慮しているところだとは思いますが。その中で指導者イコール技術指導ということだけを思っていたのですが、先ほど見守りというのもあったので、自分にできるサポートの仕方というのを考えたら、地域の皆さんが全て何かこう指導者になり得るのかなという気がしましたので、そういったところも、単なる昔剣道していたからというのではなくて、見守りだけはあるかもよというような、そういった体制なんかも必要なかなと思っています。ただ、この地域ので今先行的にやっているのは、実は国からお金をちょっといただいて、謝金に充てたりとかしているのですが、来年で切れるんです。なので、同じようなやり方を進めていくのであれば、また再来年以降の予算の確保だったりということも必要になってくるとは思いますが、今やはりネックはですね、その事務局であったり、そのコーディネートをするのが、実は教育委員会の指導主事が担当しているんですよ。いろいろな業務のある中で、地域もそんなにわからない中で、地域の人も知らない中で、そこをコーディネートし、予算の配分をするということですね、かなり厳しいと思うんですね。なので、今ヨロンSCとも協議しながら、そういうコーディネーター、専属のコーディネーターなんかを地域おこし協力隊だったりとかですね、そういったのでヨロンSCの方でちょっと考えているようですので、そういったところがあれば、町内をコーディネートしていただいて、持続可能なそういった指導者の育成であったりとか、体制づくりだったりとかというのもできるかもしれないなという部分はあります。連盟においては4、5人ずつ登録して指導者は確保しているようなのですが、さっきあったように、技術指導者が4、5人であって、それ以外の例えば会計だったりとか、見守りとかということも含めると、もっと何かできそうな気がしましたので、そういったところもまたヨロンSCとも

協議しながら、来年度で予算が切れる中で、来年度中には方向性を決めてまいりたいなと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。なかなか難しい環境の中だとは思いますが、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。今あったようにどの分野におかれましても、人材育成というのは課題だと思いますが、島の宝であり、将来を担う子供たちの学び場は守り、発展させなければなりません。離島の格差をなくし、可能性を広げていくためにも指導者人材育成にお力添えを切望し、次の質問へ移ります。

第三の居場所について、再度御質問いたします。町長御自身も学びを深められていることと存じます。具体的に今後の計画や今課題と感じられていることなど、あわせて伺いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 先ほども8日のときに、第2回のB＆Gの開所に向かったのトップセミナーで、やはりB＆Gが掲げる教育に第三の居場所をしっかりと、学校にも行けなかったり、また行っても帰る場所がなかったりという、本来であればそういう場所はあるべく闊達にない方がいいという御意見もあるわけですよね。というのは、学校機関とかいろいろな児童施設とかが有効に働いていて、そこで充実していれば第三の居場所を求めないということもあるのですが、実際に現状としてはそういう人としてという部分があるので、そこはB＆G財団が当初の開所に当たっては私見を出していただいて、あと3年は運営資金としてお手伝いしていただけるというところで、先ほども言いましたが、管理棟を改修して、まだ図面等そういうのは私自身は見えていないのですが、それに合った、また要は後々はやはりそれを運営していくスタッフとか人材とかが大変重要になるかと思います。また、そういう職員とか人材だけでは、なかなか運営しづらい。例えば、いろいろな経験者のボランティアから何か教えていただいたり、携わる人たちも必要になってくる。でもまだ想像の段階で、実際にはどういうふうな形でいくかというのはこれからだと思いますので、いろいろな多様な意見があって、また実際に第三の居場所をつくったとて、本当にまたそこに来ていただけるのか、またそういう居場所づくりというのは慎重に考えていかないといけないのではないかと思います。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。まさしく第三の居場所をなかなかイメージが付きにくいというか難しい問題だと思います。子ども第三の居場所は、さまざまな家庭の事情で困難に直面している子供たちが安心して過ごせる居場所とし

て、さまざまな役割を担っています。生活習慣や学習習慣を身につける、他者とのコミュニケーションや好奇心を育む、自己肯定感や人や社会と関わる力など非認知能力を高める、子供と保護者とのつながりを広げる、保護者同士のつながりを生む、地域子育てコミュニティを形成するなどが挙げられています。時代とともに問題が複雑化している現代社会において、さまざまな支援が必要とされている中、沖永良部にNPO法人心音ダ・ヴィンチという第三の居場所がございます。子供たちが温かい家庭のような環境で過ごせるように、食事や体験活動、学習サポート、生活リズム、お金の管理などの活動などが行われています。また、行政、NPO、各学校や各種団体、臨床心理士、公認心理士、地域の人々など連携し、みんながみんなの子供を育てる社会を目指されています。今年6月には与論島にお招きし、「秘められた可能性を引き出す環境づくり」というお題のもと、講演会を行いました。その話の中に、開設当初は4人からスタートしましたが、いまや60人の登録者数があり、ダ・ヴィンチに通った日は学校でも出席扱いとなるそうです。このような場所になるまでに、さまざまな御苦労があったなどとお話してくださいました。また、このような施設が必要になった背景には、御家庭の働き方が大きく影響していると言えます。今の社会のあり方は、稼がなければ子育てができないため、フルタイムで働かざるを得ない状況です。結果、子供が発する小さなSOSに気付きにくく、次第に積み重なり、気付けば大きな問題となって、さまざまな専門家や人の手が必要な状況になってしまうことも多いそうです。今は少子化と言われ、一見不安になることではございますが、それだけ子供の多様性に手厚く対応できると説くこともできます。地域子育てコミュニティのハブとなって、行政やNPO、町民、企業、研究者などと連携を図りながら進めていただきたいと存じます。また、重複するかもしれませんが、最後に町長、またもう一言お願いしてもよろしいでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） ありがとうございます。まさしく一昔前とは違った家庭環境ですよね。なかなか多様性によって個人では対応できないというところを、やはりそういう場所をつくって手厚く、また丁寧に、そしてまた他人事としない、自分たちの家庭環境がいいから、私たちのところだけでいいというのではなくて、やはり手を差し伸べて、気持ちがまた島民一体となって、そういう子供たちを差別しない、そういう偏見の目で見ないとか、そういう島民の共通性というか、結の精神とかね、島がもともと持っている誠の精神とか心とか、そういったのを活かしながら、やはり島で生まれて、18歳、この島を出るまでは、その部署部署がやるということではなくて、島民全体で、町民全体で見守りながら、そういう子供たちをなるべくまたいろいろな優秀なその非認知能力を持った方々もいらっしやると思いますの

で、そういうことを伸ばしながらですね、必ずまたちゃんと島から自立させていったときには、また与論に帰ってきて、そういう与論のことをしていただけたらとか、またいなくても与論のこと、島のことを思ったり、そういう子供たちの育成ができればと思っていますので、なかなか今の状況では形も見えていないですし、理想論で言っていますが、私の気持ちとしては自分事としてみんなで自分の子供のように、島民が共通を持って育てていければという環境づくりに、第三の居場所があればいいと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員。

○1 番（池田理恵議員） ありがとうございます。困っていることに気付いていない、そういう方々が結構多いのかなと思っています。結局、御自身自体が困っていることに気付いていないので、事が大きくなってから気付く。そこからの対応というところが非常に難しいと、NPO 法人のダ・ヴィンチの方々もおっしゃってはありました。まさしく今は表立っていなくても、潜在的に何か抱えられている方というのは、ちょっとこの時代の流れとともに多くなっているのかなと感じますので、いろいろな多面的な方法で関わりながら、寄り添いながら、みんなで子育てをしていくという、多世代で子育てに関わっていく、それをも支援をしていくという体系づくりというのが、これからまた重要になってくるかなと思います。ありがとうございます。

このたびの一般質問に当たり、御尽力をいただいた皆様への感謝と、また今後の期待も寄せ、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） 1 番、池田理恵議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

—————○—————

#### 日程第 5 議案第 5 4 号 与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第 5、議案第 5 4 号「与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 5 4 号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

国においては、平成 2 5 年の給与法の改正により、平成 2 6 年 1 月 1 日から、5 5 歳を超える職員は、勤務成績が特に良好である場合に限り昇給を行うこととする昇給抑制措置が講じられたところです。また、各地方公共団体においても、国の取



り扱いや令和５年度の定年引き上げとこれに伴う諸制度の施行を踏まえ、高齢層職員の昇給抑制等について、速やかに必要な措置を講じることとされており、現在、多くの市町村で５５歳を超える職員の昇給抑制措置が講じられているところです。

このようなことから、本改正は、本町におきましても、５５歳を超える職員の昇給抑制措置を講じることとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５４号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５４号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第５４号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５４号、与論町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第６ 議案第５５号 消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第６、議案第５５号「消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第55号、消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

この改正は、消防団員の処遇改善を図り、消防団の士気の向上、消防団員の確保並びに消防力の強化につなげることを目的とし、消防団員の年報酬並びに出動報酬の引き上げを行うものです。なお、年報酬につきましては、令和4年度の年報酬改正の際、引き上げが据え置かれた団員及び班長に係る年報酬について引き上げを行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） ただいまの消防団長を含めた団員の報酬の改定ですが、主に班長、団員の報酬の増額が掲げられています。それから出動報酬ですね。私はこの団長の年報酬のことですが、この団長というのは組織の長でございまして、いろいろな公務も多々あるし、大きな責任も伴う場合があります。また、指揮権、胆力、胆識、そういったのもこの団長というのは特別なやはり優秀な方で、また体力もある人でないと僕はできないというふうに考えているのですが、この団長は特にですね、やはり報酬の額を増額すべきだと思うのですよ。やはりこれは消防団長のリーダーシップとか、そういった職責の重さを考えますと、やはり増額すべきであろうというふうに考えるのですが、是非今回は無理だといたしましても今後十分に御配慮いただいて、そういった認識でもって、団長のこの職務の大きさというのは十分に評価されるべきだと思いますので、町長どうですか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 高田豊繁議員、ありがとうございます。私も町長になってから水難事故とか火災、こういう水害があつたりとかの早急な対応というのは、まずはもう消防署もですが、消防団員、特に団長をはじめ、おっしゃったようにいろいろな公務もありながら、また団員の皆様は仕事を持っておりながら、こうやって団員をまたまとめている団長、副団長にはですね、本当に敬意を表しています。また、この年報酬がこの金額、私としても全然少ないかなとは個人的に思っていますが、そこら辺の改定に向けてどのような作業をして、またどんなふうにして数字を、何かそれを上げるに対しての委員会等があつて御指導があれば受けたいと思いますので、私としてはできればそういうふうにしてですね、対価というかそういう気持ちがありますので、また御指導いただければと思います。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） 7 番、高田豊繁議員。

○7 番（高田豊繁議員） 特に国の人事院勧告とか受ける必要は全くないわけですので、これはやはり今おっしゃられた水難事故、あるいはまた先日の災害の場合のそういう緊急出動等、いろいろ生命・財産に関わる重要な組織を統括して、管理監督してこの町民の生命・財産を安泰させる大きな責務がございますので、今後は是非、これはひとつ増額して、働きやすいように心配りをお願いしたいなと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 55 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 55 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第 55 号、消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 55 号、消防団員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第 7 議案第 56 号 与論町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例

○議長（沖野一雄議員） 日程第 7、議案第 56 号「与論町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 56 号、与論町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条

例の提案理由を申し上げます。

町民の動物愛護の意識を高めるとともに、地域生活環境の向上並びに自然環境及び生態系の保全を目的として制定するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9 番、林敏治議員。

○9 番（林 敏治議員） 何点かちょっと質疑をしたいと思います。

これは町内一円の辺りですね、飼い猫というのは何匹ぐらい存在しているのかを把握しているのかお伺いします。

○議長（沖野一雄議員） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） すみません、今ちょっとデータを持ってきていないので、詳しい頭数は後で報告させていただきますが、たしか340頭ぐらいではなかったかなと思っています。後で、正確な数字は報告させていただきます。

○議長（沖野一雄議員） 9 番、林敏治議員。

○9 番（林 敏治議員） これはもっと私はいると思うのですが、飼い猫なのか、野猫なのかですね、なかなか把握できておりません。私もよく朝夕見かけるのですが、県道辺り、町道辺りに猫がもう待ち構えているのですよね。特に、ひとり親の家庭とかですね、いろいろなまた空き家とかそういうのに、もういっぱい集まっているのですよね。しかも餌を与えている。そういう状況なのでなかなかこれは減らないと思います。ですが、できればこの野猫と飼い猫をわかりやすいように、例えば首輪をさせるとかいったような、この条例の中の第5条の中にも、ひとつ組み込んでいただいて、できれば、増殖しないような手立てはやはり必要だと思いますので、そのあたりはどうお考えですか。

○議長（沖野一雄議員） 大馬環境課長。

○環境課長（大馬福德君） 今、この提案させていただいている条例の中では、生後90日以内の子猫に関しては、5頭以上を飼うときには町長の承認を得るという形で、産まれてからその飼う頭数の管理を行いながら、もし他人に譲るときもその移動状況の申請をするとか、そういったふうな形で頭数管理をして飼い猫の管理をしてまいりたいと思います。野猫に関しては、この餌をあげてはいけないとかいろいろ道徳的なものも書いていますが、そういったものも含めて、今後また全体把握をしながら、これには抜き打ち検査みたいなのもできるというふうに書いてありますので、ちゃんと管理されているかも途中検査みたいな感じで、頭数が違っていればまたそ

の指導をしたりとかいう形で、野猫になる数を減らしてまいりたいなと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） できればですね、町民にアンケート調査をしていただいて、その猫が何匹いるのか、またどのぐらい養っているのかとか、いろいろと項目を考えながら、一度私はアンケートをする必要があると思います。ヤギもアンケートをされているようですから、是非お願いをしたいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第56号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第56号、与論町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、与論町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第8 議案第57号 令和6年度与論町一般会計補正予算（第10号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第8、議案第57号「令和6年度与論町一般会計補正予算（第10号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第57号、令和6年度与論町一般会計補正予算（第10号）

について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、財政調整基金繰入金１億３１７５万８０００円、デジタル基盤改革支援補助金１８１８万円などを追加しています。

次に、歳出の主なものとしまして、麦屋漁港公園整備事業２０００万円、介護給付費１２００万円、矢口団地Ⅱ外構工事５３０万円などを追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ９８５６万９０００円を追加し、一般会計予算総額５６億７３８９万９０００円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

６番、遠山勝也議員。

○６番（遠山勝也議員） 初めて質問いたします。監査を任されていますので、ちょっと恐る恐るなのですが、質問をさせていただきます。

１４ページ、民生費のところで社会福祉総務費から老人福祉費かどっちかだと思うのですが、高齢化が始まって年寄りが多くなって与論島で何年か前からバス券、タクシー券がいただけるようになって、大変便利になったところなのですが、このところ、今年５１０円が６００円の初乗りになりまして、私の周りに老人が多いものですから、いろいろ高くなったな、厳しくなったなという声を聞きますので、その辺を例えば今の２００円を３００円に上げてもらえるかどうかというのと、今現在、年間どれくらいのタクシー券、バス券が使われているのか。この辺の金額をお願いしたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 山下健康長寿課長。

○健康長寿課長（山下真紀君） お答えします。

今申しわけありません、ちょっと数字の方を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただくということで、申しわけないですがよろしくお願いします。

○議長（沖野一雄議員） ６番、遠山勝也議員。

○６番（遠山勝也議員） 実際、大体でもいいのですが、かなりの額になっているのでしょうか。わかりませんか。

○議長（沖野一雄議員） 山下健康長寿課長。

○健康長寿課長（山下真紀君） こちらの方のバス無料乗車券ですね、敬老バス及びタクシー乗車券の助成券の交付なのですが、本町に住所を有する７５歳以上の方が対象になっておりまして、こちらの方は窓口の方に申請、登録が必要となっています。できた方に差し上げているのですが、そちらの方もちょっと後ほど回答ということ

で、よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） ありがとうございます。そこです、金額もさることながら、この券をもらいに来るときの労力が大変だという声もありまして、これは金券ではないですから、できれば、電話連絡によって郵送していただくと助かるかな、ありがたいかなというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。郵送でできるかどうか。

○議長（沖野一雄議員） 山下健康長寿課長。

○健康長寿課長（山下真紀君） こちらの方は金券扱いということで、ちゃんとそれと引き換えというふうになっていますので、郵送ということはちょっと厳しいかと思われます。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） 使わないと金券にはならないのではないですか。使って初めて金券になるのではないのでしょうか。

○議長（沖野一雄議員） 山下健康長寿課長。

○健康長寿課長（山下真紀君） こちらはあくまでもその対象の方が使うことが前提になっておりまして、そちらの方が他人に譲渡するとかですね、そういうことが禁止されていますので、そちら金券扱いと私たちは認識しています。

○議長（沖野一雄議員） 6番、遠山勝也議員。

○6番（遠山勝也議員） わかりました。では、そのように納得したいと思います。

それからもう1点、学校関係で、茶花小学校の件なのですが、私は朝正門の前にスクールガードとして立たせてもらっているのですが、自然食品から茶花小学校の正門までの間にガードレールがあるのですが、そのガードレールの意味は、もう随分前から設置したままあるのですが、それがあって子供たちの歩行に影響を来しているというふうに思うのですが、その辺は認識されていますか。ガードレールがあるんですよ。

○議長（沖野一雄議員） 竹村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹村栄作君） 今、おっしゃっている場所は県道になりますでしょうか。県の方にも確認をして回答させてください。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 19ページに麦屋漁港公園整備事業が2000万円補正されていますが、以前から；やがてもうちょっと遊具が設置されるという話は聞いていたのですが、これはいつ頃から工事が始まって、いつ頃完成の予定なのか。楽しみ

にしている子供たちがいっぱいいるようですので、その辺よろしく願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 裾分建設課長。

○建設課長（裾分望嗣君） お答えいたします。

一応、今現在6歳から12歳用の遊具を設置しています。また遊んでいる親御さんとかにちょっと聞き取りをしたりしたのですが、どうしても2歳、3歳児はちょっと高さ的に高いなど、こわいという要望がありまして、次は3歳から6歳用のとか、ぎったんばっこんとか、その辺の遊具の方を今検討している段階です。今回予算が成立しまして、これは辺地債でやる予定で、また辺地債の決定が下りたら、また肅々に繰越事業でやっていきたいなと思っています。また、あそこは国立公園法に関わるので、そちらの手續等もちょっと若干ありますので、時期的には、来年の夏過ぎぐらいを目途にできればなと思っています。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） それは承知いたしました。

15ページに重度心身障害者医療費が100万円出ていますが、現在、こういう対象の方は与論町には何人ぐらいいらっしゃるのか。

○議長（沖野一雄議員） 山下健康長寿課長。

○健康長寿課長（山下真紀君） お答えします。

対象の方が、身体障害者手帳の1・2級をお持ちの方、療育手帳のA1・A2の方、身体障害者手帳3級の方と療育手帳を両方お持ちの方という方が一応対象にはなっているのですが、今現在139人というふうに聞いています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） 21ページの振興費の中の委託料、キャンプ場指定管理154万円、この指定管理をされる場所とその説明をお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） お答えをさせていただきます。

後もって議案の中で、議案第65号で載せていますが、大金久海岸公園施設の指定管理の管理委託料ということになっています。指定管理者につきましては、NPO法人ヨロンSCさんを今のところ予定をしているというところです。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） 当然、そうだというふうに思います。議案第65号の中に、後もって確認するために今質問したのですが、ここの中にはキャンプ場指定管理というのはないのですよね、議案第65号の中にはですね。管理する施設の名称の中



には、キャンプ場という名称がないわけです。そういったこともあつて質問したところでは。

それともう1点、24ページの地域部活、報償金120万円とあります。これはこの報償金というのは何に対してどのような内容で、具体的な説明をお願いしたいと思います。

○議長（沖野一雄議員） 中山教育長。

○教育長（中山義和君） ありがとうございます。先ほどの池田理恵議員からの質問にもあったように、地域部活動の指導者への謝金になっていますが、これは国から決まった額をいただいている中で、今、土日だけではなくて平日も指導していただいている地域の指導者もいらっしゃいます。その中で、1時間当たり1,200円ということで支払いをしています。そして土日に限って、例えば学校の部の顧問の先生が出た場合は、学校の職員としてみるのではなくて地域の指導者としてみて、そちらの方にもお支払いをしているということになります。今の段階で、まだ11月までの締めですので、まだあと4カ月の中の指導を見据えた場合、そういった分が足りなくなるということで、地域部活動の指導者への謝金が主な額になります。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） その部活動の種別とかどのようなスポーツ関係、もちろんサッカーとか野球とかいろいろとありますが、何人ぐらいにその報償金を出しているのか。どういう部活に対してその報償金を出しているのかというのをちょっと内容を聞きたいのですが、いかがですか。

○議長（沖野一雄議員） 竹村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（竹村栄作君） お答えいたします。

スポーツ関係ですがサッカーが1人、野球が2人、卓球が2人、バレーが1人、文化関係は吹奏楽3人で、地域の指導者が9人になります。そして、学校の職員が携わっている人数が9人になります。18人になりまして、今回の補正予算で120万円、報償費のみのトータルで、年額で294万8000円の予算額となっています。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第57号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第５７号、令和６年度与論町一般会計補正予算（第１０号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号、令和６年度与論町一般会計補正予算（第１０号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。午後３時から再開したいと思います。

-----○-----

休憩 午後２時５４分

再開 午後３時００分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第９ 議案第５８号 令和６年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第９、議案第５８号「令和６年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第５８号、令和６年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について提案理由を申し上げます。

歳入では、一般会計繰入金６３７万８０００円及び基金繰入金２６５万８０００円を追加しています。

歳出では、総務費２２万２０００円を減額し、保険給付費１２万円、保健事業費２１万４０００円及び諸支出金８９２万４０００円を追加しています。

歳入歳出それぞれ９０３万６０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８億３２８１万円としています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた

します。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５８号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第５８号、令和６年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号、令和６年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第１０ 議案第５９号 令和６年度与論町介護保険特別会計補正予算（第３号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第１０、議案第５９号「令和６年度与論町介護保険特別会計補正予算（第３号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第５９号、令和６年度与論町介護保険特別会計補正予算（第３号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、介護給付費交付金を８９６万円追加しています。

歳出の主なものとしまして、施設介護サービス給付費を１１８６万３０００円追加しています。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ３４４３万１０００円を追加し、歳入歳出予算の

総額をそれぞれ7億7043万8000円としています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 直接この予算書に関わることではないとは思いますが、介護サービスの一環として、今後のことについてちょっとお伺いしますが、与論病院が新たに今度新しい病院が着工されます。そこでデイケアとデイサービス、いわゆるそういった介護福祉サービスがあるのですが、これについて過日ちょっとお尋ねしたことがあるのですよ。事業所として新しい施設の中でデイケア、デイサービスをされるような計画はございませんかと。そしたら、やはりデイケアをされるということなのですよ。しかしながら、そのデイサービスについてはどうもペイしないと、やはり介護保険の範囲内では、事業としては存立し得ないというような解釈の答弁だったのですよね。それで、しからばということで、やはりなにがしかの助成がないと厳しいだろうという見解のようなのですよ。しかしながら、このデイサービスについては、今は社協がされているような実情だと思うのですが、介護の状態まではいかない方々についての家族のいろいろな環境とかも鑑みますと、このデイサービスというのは、やはり今後必ずなくてはいけないというようなサービスですので、そこら辺がどういうふうに、介護保険料はみんな負担しているわけですが、この満足した利用者の介護、デイサービスとかが受けられるには、どうしたらいいのか。やはり今後も社協がそれだけできるのかどうか。総括して与論病院さんが新しい施設もつくられてされるわけですので、そこら辺のやはりお話し合いも今後は必要ではないかなと思うところがあります。そういうことで、この介護サービスについては、そういった二極面がありますので、そこら辺をちょっとお話をさせていただいて、ある程度の見解の統一をされたほうがいいのではないかなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 山下健康長寿課長。

○健康長寿課長（山下真紀君） デイサービスの施設の方のお話でしたが、私の方にも実は与論徳洲会病院の高杉院長の方からお話とかいただいています。近いうちに、また町長、副町長、総務企画課長を交えて、病院の実情と今後の進め方について検討する時間を持ちたいなというふうに思っています。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第５９号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第５９号、令和６年度与論町介護保険特別会計補正予算（第３号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号、令和６年度与論町介護保険特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第１１ 議案第６０号 令和６年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第１１、議案第６０号「令和６年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第６０号、令和６年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について提案理由を申し上げます。

歳入では、一般会計繰入金７万３０００円を追加しています。

歳出では、総務費６万２０００円及び保健事業費１万１０００円を追加しています。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７万３０００円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ８６９１万９０００円としています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第60号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号、令和6年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、令和6年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第12 議案第61号 令和6年度与論町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第12、議案第61号「令和6年度与論町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第61号、令和6年度与論町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

原水及び浄水費の手当、法定福利費、配水及び給水費の手当、報酬、法定福利費、総係費の手当、研修費の当初予算計上不足分の予算の組み替えを行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 水道事業のことで、午前中に課長の方から免許取得のことでちょっと説明があったのですが、歳出の1ページですね。この職員の資格に関しての公費補助の助成のガイドラインというのは、総務企画課長、これは整備されていきましたか。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） 職員への公費補助ということで、今のところ、ガイドラインというのは特には定めていないと思います。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） これは水道課に限らずですね、例えば堆肥センターとか建設課、あるいはほかの課もそうだと思いますが、やはり役場がその資格を取る上でいろんな機会もありますが、やはり職務上必要な場合があると思われるのですよ。ですからそこら辺はやはり水道課は会計が違うからという解釈ではなくて、やはり同じ役場職員でございますので、統一的な見解でガイドラインを整備する必要があると思うのですが、山下副町長いかがですか。

○議長（沖野一雄議員） 山下副町長。

○副町長（山下哲博君） お答えいたします。

先ほど水道事業の方の研修の件もございましたが、水道事業につきましては、今研修費、宿泊費、そこで行われるテキスト代とかいろいろございました。その中で宿泊費についてはどうしよう、それからまた研修の期間においての半分は手当をしようということで、ある程度ガイドラインになるかどうかわかりませんが、一応、支給の方法を検討したところです。確かに今、私どものところにはその技術屋が非常に少なく、マンパワーも足りないところですので、事業に係るそういう研修については率先して研修に出して、そこで負担がないように研修の手当はやっていきたいというふうに思います。特に、保育士関係もこれから保育士、保健師、そういった方々が是非とも免許を取って事業に従事したいということであれば、その中でまた検討を行って、その研修旅費の補助は大いにやっていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） これまでの歴史の中で大変進歩的な御答弁だったと思いますが、やはり職員が負担もなしで安心して仕事を遂行していくためには、資格も必要ですので、そこら辺の御配慮は十二分に議論を尽くして、各課とも連携をしながらそういうふうに進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第61号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号、令和6年度与論町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、令和6年度与論町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

### 日程第13 議案第62号 令和6年度与論町下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第13、議案第62号「令和6年度与論町下水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第62号、令和6年度与論町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

収益的収入における営業外収益の他会計補助金、収益的支出における処理場費の動力費、総係費の報酬、給料、手当等、法定福利費、社会保険料、手数料、営業外費用の企業債利息、特別損失、資本的支出における管渠費の材料費について、当初予算計上不足額を計上するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。



○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第62号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号、令和6年度与論町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、令和6年度与論町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第14 議案第63号 与論町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（沖野一雄議員） 日程第14、議案第63号「与論町過疎地域持続的発展計画の変更について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第63号、与論町過疎地域持続的発展計画の変更について提案理由を申し上げます。

本町における令和6年度実施事業のうち、一部事業については、その財源として過疎対策事業債の活用を予定していますが、過疎対策事業債の適用要件として本町の過疎地域持続的発展計画への追加記載が必要となることから、本町の過疎地域持続的発展計画書について、追加事業分を記載する変更を行っています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた

します。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7 番、高田豊繁議員。

○7 番（高田豊繁議員） 与論町過疎地域持続的発展計画の変更についてということで、ページでいくと 31 ページのところの黄色で表記されているところですが、今回、この色刷りでされているものですから、非常に見やすいということでありがたいなと思って見ているところです。この 31 ページと 38 ページと 42 ページが載っているのですが、この 42 ページの地場産業の振興、流通販売施設、与論町冷蔵輸送環境整備対策事業ですが、これは普通の農産物とかの輸送に市場まで使うサトイモ、ニガウリ、切り花、そういった類の輸送料ということですか。42 ページということで分かれています、地場産業の振興。龍野課長にお伺いします。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えいたします。

これは、中身は同じもののコンテナ輸送にかかるものでございまして、42 ページの方はその項目としては地場産業の振興、流通販売施設という枠組みの中での年次計画としての計上ということでありまして、定期船に積む冷蔵コンテナのことです。以上です。

○議長（沖野一雄議員） 7 番、高田豊繁議員。

○7 番（高田豊繁議員） これは冷蔵コンテナというのは二通り何か見受けられるのですが、この 31 ページの本町の置かれている外海離島の地理環境を背景として、台風や季節風による定期船の抜港及び条件付き運航が頻発し、輸送途中の生鮮物資が商品価値を失うことで町内の小売業や観光業に大きな損失が生じており、本町内での社会経済活動の衰退が更新する一因となっていると。これはもうごもっともですが、これと 38 ページのこれは一緒のことですよね。それでこれはどうですかね、実際行うとした場合に、例えば、この抜港、条件付きが頻発しているということは、これは常時、クイーンコーラルクロスとかそういう 4 隻にコンテナを載せていただくということで考えているのですか。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） お答えします。

会社が 2 社ありますので、その 2 社が上り下りを毎日しています。1 隻に 4 基ずつ置くということで考えておりまして、合計で 16 個のコンテナを整備するということになります。

○議長（沖野一雄議員） 7 番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員）　ということは、これはもう常時載せた状態ということですね。そうすると、確かに鹿児島から与論を抜港した場合に、また、上りも抜港したということになれば、鹿児島まで行って、さらにまた次の航海のときに降ろすということで生鮮度がキープできるということですよ。そうすると、かなり電気代とか運賃とか、これはどうなるのですか。

○議長（沖野一雄議員）　龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君）　ちょっと電気代とか運賃まではまだ詳細には詰められていないところですが、上り下りで1基は積み替えの作業にコンテナが必要ですので、港に各コンテナを1基ずつ置くということで、また常時船にはまたその1基を載せて上り下りということです。今、商工会を中心に共同利用のその受け皿づくりをしているところでございまして、その辺のところから、またいろいろな負担をどうするかということがございますが、今のところ奄振事業として国に合計で3200万円ぐらいの予算が必要ということです。

○議長（沖野一雄議員）　7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員）　大体こういう感じの冷蔵コンテナというのは、コンテナの奄振事業での導入というのは、これまで産業課の方のJAさんが運用しているこのリレー出荷とか、そういった花類の出荷、あるいはまた冷凍コンテナでは死亡牛を沖縄に運ぶとか、それからまた冷蔵ではないのですが、例えば牛の飼料を運ぶとか、そういうことでこの奄振事業で整備するのは法的に合理的に、合法的にできるのですが、行ったり来たりした場合はそれだけ運ぶわけですので、そこら辺が価格転嫁とか、そういったことはどうなるものかなと思って聞かれます。

○議長（沖野一雄議員）　龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君）　価格転嫁といいますか、これまではほかの島それぞれ一緒に共同で船会社がコンテナに与論町分を入れていたということですが、今回、与論町専用のコンテナということなので、それに対していろいろな与論町からの事業者の方が共同で利用するということです。そこの船会社をお願いして、与論町分のコンテナを置いていただくということは船会社の方にもまた了承を得て、あとは事業化ということの受け皿づくりというところから来ているということです。例えば、抜港してなかなか与論に品物が届かないというところでも、またその品物が鹿児島に戻ってということであれば、まだ冷蔵コンテナなのでその品物自体の品質は保たれているということで、そこはまた鹿児島の業者が引き受けていただけることも可能になるということで、その辺の島内業者の経費負担が軽減されるということを見込んでいます。以上です。

○議長（沖野一雄議員）　5番、原栄徳議員。

○5番（原 栄徳議員） 今の件に関して、1つだけお願いがあります。というのは、下りの船で与論が抜港した、そして沖縄に行って、また上りの便が着くんだったらオッケーです。そのまま受け取れるわけですよ。でも、これもまた抜港してしまったとなると、同じ船舶会社であると鹿児島まで行ってしまいます。1日長くなります。その途中の奄美、名瀬港で夜には着くわけですので、降ろしていただいて、そして下りの船が明け方出るわけですよ、翌日。そのコンテナの積み替えをすることによって、1日は短縮できるということです、その辺もあわせて船舶会社が違います。でも、やはり我々のために冷蔵コンテナを入れているわけですので、その積み替えをしていただくようお願いをしていただきたいと思います。そうすることによって、私たち小売業も卸業者さんはかなり助かるわけですよ。生鮮食品なので、1日というのはもう大変貴重な時間ですので、是非その奄美大島での積み替えをお願いしたいと思います。その件に関しては、話し合いなどを進んでいるのか、まだなのか。もしそういう話し合いがあるのであれば、是非この件に関して進めていただきたいと思います。船舶会社によっては労働時間がいろいろかかると思うのですが、やはり末端の消費者としては非常に助かることですので、是非話の中で進めていただきたいと思います。そのことに対して、ちょっと助言があれば。

○議長（沖野一雄議員） 龍野総務企画課長。

○総務企画課長（龍野勝志君） ありがとうございます。やはり船会社が違うということとでいろいろ調整も必要かとは思いますが、まさに原議員がおっしゃるように、やはり物を大事にすると、無駄にしないということでコンテナを船で運んでいるわけですが、いろいろなパターンがやはり想定されるのかなというふうには思っています。そこが台風とかで長期にわたって船が与論に接岸しない場合とか、そういったいろいろなパターンが想定されます。そこはまた今後、船会社の両会社とも話し合って、なるべく無駄にならないような、そういうコンテナの運用の仕方をちょっとまた検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（沖野一雄議員） 8番、大田英勝議員。

○8番（大田英勝議員） 31ページの下の年間旅行客の入込数の推移というところを、ちょっと御覧になっていただきたいのですが、平成26年度と令和2年度が全く同じになっているのですが、これは誤記載ではないかと思うのですが、ちょっと見てみてください。全く一緒です。下の説明には、「令和2年度はコロナ禍による影響を受け前年よりもおおむね半減した」と説明されているのですが、そんな数字になっていないし、平成26年度と全く同じ数字になっていますが、ちょっとそれを確認されてみてください。

○議長（沖野一雄議員） 麓商工観光課長。

○商工観光課長（麓 誘市郎君） お答えいたします。

今ちょっと正確なデータを持ち合わせておりませんので、確認をしてまた報告をさせていただきますと思います。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第63号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号、与論町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本件は、可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、議案第63号、与論町過疎地域持続的発展計画の変更については、可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第64号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

○議長（沖野一雄議員） 日程第15、議案第64号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第64号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について提案理由を申し上げます。

大口地方卸売市場管理組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織す

る地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部変更について協議したいので、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により議会の議決を求めるものです。

議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 64 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 64 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第 64 号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 64 号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更については、可決されました。

—————○—————

日程第 16 議案第 65 号 与論町大金久海岸公園施設の指定管理者の指定について

○議長（沖野一雄議員） 日程第 16、議案第 65 号「与論町大金久海岸公園施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第 65 号、与論町大金久海岸公園施設の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

与論町大金久海岸公園施設について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第

244条の2第3項及び与論町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、一括管理業務を行う指定管理者の候補者を公募及び審査し、指定管理団体を決定したことによるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第65号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号、与論町大金久海岸公園施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、与論町大金久海岸公園施設の指定管理者の指定については、可決されました。

—————○—————

#### 日程第17 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約）

○議長（沖野一雄議員） 日程第17、承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約）」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 承認第6号、専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行による、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴い、令和6年12月2日に現行の被保険者証が廃止されることから、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約を早急に変更する必要があったため、専決処分いたしました。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第6号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約）を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号、専決処分の承認を求めることについて（鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約）は、承認することに決定しました。

—————○—————

## 日程第18 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度与論町一般会計補正予算（第9号））

○議長（沖野一雄議員） 日程第18、承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（令和6年度与論町一般会計補正予算（第9号））」を議題とします。



本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度与論町一般会計補正予算（第9号））について提案理由を申し上げます。

令和6年11月豪雨災害復旧に係る事業経費等を、令和6年度与論町一般会計補正予算（第9号）として専決処分いたしました。

歳入におきましては、財政調整基金繰入金1150万円を追加しています。

次に歳出におきましては、町単独改良事業費1150万円を追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ1150万円を追加し、一般会計予算総額55億7533万円となっています。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第7号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度与論町一般会計補正予算（第9号））を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度与論町一般会計補正予算（第9号））は、承認することに決定しました。

—————○—————

○議長（沖野一雄議員） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

次は、12月13日金曜日本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにします。

定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後3時46分

# 令和6年第4回与論町議会定例会

第 2 日

令和6年12月13日

**令和 6 年第 4 回与論町議会定例会会議録**  
**令和 6 年 1 2 月 1 3 日（金曜日）午後 2 時 5 9 分開議**

1 議事日程（第 2 号）

開会の宣告

- 第 1 議案第 6 6 号 令和 6 年度与論町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 第 2 請願第 1 号 与論町血液供給体制に関する請願（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第 3 陳情第 9 号 学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第 4 陳情第 1 0 号 スポーツ施設利用料金値上げに関する陳情書（総務厚生文教常任委員長報告）
- 第 5 陳情第 1 3 号 「小規模企業の振興に関する条例」制定及び商工会に対する令和 7 年度補助金に関する要望書（環境経済建設常任委員長報告）
- 第 6 発議第 3 号 与論町血液供給体制に関する意見書（高田豊繁議員ほか 2 人提出）
- 第 7 議員派遣の件
- 第 8 閉会中の継続審査・調査について  
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（1 0 人）

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| 1 番 池 田 理 恵 議員 | 2 番 川 内 恵 司 議員   |
| 3 番 吉 田 勉 議員   | 4 番 吉 田 剛 議員     |
| 5 番 原 栄 徳 議員   | 6 番 遠 山 勝 也 議員   |
| 7 番 高 田 豊 繁 議員 | 8 番 大 田 英 勝 議員   |
| 9 番 林 敏 治 議員   | 1 0 番 沖 野 一 雄 議員 |

3 欠席議員（0 人） 欠員（0 人）

4 地方自治法第 1 2 1 条による出席者（1 8 人）

町 長 田 畑 克 夫 君 教 育 長 中 山 義 和 君  
総務企画課長 龍 野 勝 志 君 会計管理者兼会計課長 柳 田 庫 呂 君

|             |     |       |                |     |       |
|-------------|-----|-------|----------------|-----|-------|
| 税 務 課 長     | 坂 元 | 守 君   | 町民生活課長         | 山 下 | 高 明 君 |
| 健康長寿課長      | 山 下 | 真 紀 君 | 産 業 課 長        | 堀 田 | 哲 也 君 |
| 耕 地 課 長     | 喜 村 | 一 隆 君 | 商工観光課長         | 麓   | 誘市郎 君 |
| 建 設 課 長     | 裾 分 | 望 嗣 君 | 水 道 課 長        | 富 永 | 淳 君   |
| 環 境 課 長     | 大 馬 | 福 徳 君 | 教育委員会事務局長兼学務課長 | 竹 村 | 栄 作 君 |
| 生涯学習課長      | 松 村 | 誠 司 君 | 与論こども園長        | 吉 田 | 朋 子 君 |
| 茶花こども園主任保育士 | 山 田 | 雅 子 君 | 児童発達支援センター所長   | 阿 野 | 斉 君   |

5 議会事務局職員出席者（2人）

|         |   |       |   |   |     |       |
|---------|---|-------|---|---|-----|-------|
| 事 務 局 長 | 林 | 健太郎 君 | 書 | 記 | 谷 山 | 智 美 君 |
|---------|---|-------|---|---|-----|-------|

開議 午後2時59分

-----○-----

○議長（沖野一雄議員） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第66号 令和6年度与論町一般会計補正予算（第11号）

○議長（沖野一雄議員） 日程第1、議案第66号「令和6年度与論町一般会計補正予算（第11号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田畑克夫君） 議案第66号、令和6年度与論町一般会計補正予算（第11号）について提案理由を申し上げます。

歳入に、与論町企業版ふるさと納税寄附金2000万円、財政調整基金繰入金1億1557万2000円を追加しています。

次に歳出の主なものとしまして、農業災害対策事業費2010万円、耕地災害対策事業費5368万8000円、建設災害対策事業費2277万5000円を追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ1億3557万2000円を追加し、一般会計予算総額58億947万1000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄議員） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） 8ページの農業災害対策事業費というのがあります。ちょっと確認をする意味で質問をいたしました。先日の大雨で、東與舎一帯が大被害に遭いました。牛農家そしてハウス農家、そしてハーベスタ1台が大被害に遭いました。そこで、そのハーベスタについてなのですが、このハーベスタはさとうきび畑の中にあつたのですが、屋根まで浸水をいたしました。そしてそのハーベスタを修理点検するには、相当な費用がかかります。そういうことから、約1か月間かけまして、JAさんが一生懸命頑張ってください、やっとこの収穫に間に合いそうだというふうに聞いていますが、この件につきましては、この災害救助法とかに当てはまっているかいなか。そしてまた、恐らくここに掲載されてはいないと思いますが、予算は付けてはいないと思いますが、今後どのようなお考えでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田哲也君） お答え申し上げます。

ただいまこちらの予算の方に計上いたしました補助金につきましては、農作物の被害の方から復興するための費用の補助を考えていますので、今、林敏治議員から御指摘のありました、それぞれの業者の方が所有する機械、設備についての補助については、こちらの方には計上しておりません。今後は、今回その農業施設についても議論に上がったところだったのですが、災害救助法の適用になった中でもありますが、一般の家庭住宅に対しての支援がない中でどこまで農業設備までできるかというのは、検討の結果、今回については作物の方の被害について助成をしていくということで、こちらの方では検討した次第です。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） それは残念ですね。もちろんさとうきびは、ハーベスタのおかげでみんな農家が助かっているわけですよ。今、13台ですかね、それを1台がもし使用できなければ大変なことになります。そういったことから、できればこれを検討していただいて、ひとつ災害救助法にも是非要請なりしながら、できなければ糖業振興会で考えていただきたいなと思っているのですよ。これは、皆さんから少しは強く要望していただいて、やはりこのハーベスタというのは相当な修理代もかかりますので、そういったことを考えてどうですかね、今後のことをちょっと検討してみていただけませんか。町長どう思いますか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 林敏治議員、ありがとうございます。今回の水害に対しては、もう予想だにしなかったところだと思うんですよね。そして、基本的にはハーベスタが公共のもので、例えば製糖工場とか糖業振興会、共通のもので共有しているという機具であれば、糖業振興会への補助とかを考えられるのですが、どうなのでしょうね、そのハーベスタは個人での管理になっているのでしょうか。そのハーベスタを持っているその事業所の。だからそこら辺をどう町として個人のところにそういう補助ができるのか、制度があるのであればそういった支援というのは検討することができるのですが、あくまでも個人の持ち物として個人の責任みたいな感じでいくと、当然わかりますよ、そのさとうきびの製糖時期にはそのハーベスタが必要だということは。そこら辺が個人的に保険をかけているとか、そういうところとかも一応吟味しながら、また検討してまいりたいとは思っています。

○議長（沖野一雄議員） 9番、林敏治議員。

○9番（林 敏治議員） このハーベスタについてはですね、当初は糖業振興会の持ち物だったんですよ。そして糖業振興会の方から、個人に何とか安くで買ってくれな

いかという要望もありましたので、その方は何百万円か出して買っているんですよ。また、この間の新聞にも掲載されています。ですので、できればもう少し柔軟な考え方を持っていて、少しぐらいですね、全額とはいかないかもしれませんが、少しでも補助をしていただければ大変ありがたいと思います。是非検討をお願いします。以上です。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

7 番、高田豊繁議員。

○7 番（高田豊繁議員） 私は7 ページの指定寄附金、与論町企業版ふるさと納税寄附金が2 0 0 0 万円予定されていますが、一般質問でも出されているわけですが、早速この企業版ふるさと納税寄附金が現在の1 億1 0 0 万1 0 0 0 円に對しまして2 0 0 0 万円の増額補正をして、トータル的に見込みとして1 億2 1 0 0 万円ということで、リアクションが大変早いなと思って、これは町長の与論語で言えばキバイと言うのですけど、のおかげかなと思って大変評価したいなと思っていますが、町長どうですか。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 高田豊繁議員の質問にお答えします。

大変ありがたい御言葉をいただきまして、ありがとうございます。実はですね、これは私が去年町長に就任したすぐに、企業版ふるさと納税に2 0 0 0 万円を寄附した方は、タカラクリエイトの上村社長という方なのですが、町長室に来てから、「かっちゃん、何か支援して気持ち3 0 0 0 万ぐらいどうね、町に寄附したいんだけど」と言って、その当時、企業版ふるさと納税の受け入れのあれがなかったと。それで今年度になって、4 月より光俊樹さんを総務企画課に入れて、その担当にして、ようやくその受け入れに当たって総務省の許可がいりますので、1 1 月1 5 日をもって許可が下りて、その足でそのまま本社がある軽井沢まで行って、契約をしていただいたというところです。1 年前ぐらいからそういう計画をしておりましたが、受け皿がなかったというところで、また口頭ではありますけど、毎年できれば2 0 0 0 万円ずつは継続していきたいなという、ありがたい御言葉をいただいています。

○議長（沖野一雄議員） 7 番、高田豊繁議員。

○7 番（高田豊繁議員） 受入態勢の整備ができたということで、龍野総務企画課長の方から先般案内があったわけですが、やはりその財政力が弱いところはこのふるさと納税を、特にまた企業版のふるさと納税を増やしていく必要があるというふうに、議会の方としても考えているわけですので、これからもその出張のついでというか、また積極的に企業にお願いしながら、観光のPRあるいはまたその他のこともお願い



いして、ただあの与論会とかではなくて、こういった企業関係に積極的にセールスをかけて、ひとつ企業版ふるさと納税をお願いできるように、ひと踏ん張り、ふた踏ん張りですね、これまで以上に頑張っていたきたいなと思いますので、最後に町長のもう一言をお願いします。

○議長（沖野一雄議員） 田畑町長。

○町長（田畑克夫君） 高田豊繁議員の質問にお答えします。

叱咤激励をありがとうございます。私は、町長に就任したときに、いわゆる私そのものが、政策そのもの自体をいろいろ持って経験があつて、そういうできる町長ではありませんので、その代わり表の顔として営業マンとして、いろいろな企業に与論町をPRしたり、そういう営業ができるのではないかと、そういう町長になりたいというところで、政策は職員の手にあつてですね、働きは職員にしてもらおうと。その働きとなるそういう財源については、町長が汗をかくというところで、また与論島の観光のPRとともに、そういう与論に支援をいただけるというのは、与論出身の企業に限らず、いろいろなところに与論ファンを増やして、そういったところにまた支援をいただけるように、これからも汗をかいていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（沖野一雄議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第66号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、議案第66号、令和6年度与論町一般会計補正予算（第11号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、令和6年度与論町一般会計補正予算（第11号）については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

**日程第2 請願第1号 与論町血液供給体制に関する請願（総務厚生文教常任委員長報告）**

○議長（沖野一雄議員） 日程第2、請願第1号「与論町血液供給体制に関する請願」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「請願第1号、与論町血液供給体制に関する請願」の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月10日火曜日午前9時から全委員が出席し、山下真紀健康長寿課長の出席を求め、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

本請願は次のとおりです。

1、旧備蓄医療機関制度に類する日本赤十字社を主体とした仕組みの復活、遠隔地の地域中核病院に対する血液供給体制向上の仕組みづくりを求める。

2、離島地域における平時の血液融通の認容を求める。

3、日本赤十字社を主体とした奄美大島への血液備蓄所再設置を求める。

以上の3項目の実現に向けて、厚生労働大臣から日本赤十字社への指導を求めることを目的とする請願です。

審査において、当請願の主旨は、かつての奄美群島における日本赤十字社を主体とした旧備蓄医療機関制度は、季節や気象変動等による条件により交通不安定な離島医療機関における安定血液の確保のための制度でありましたが、2018年の奄美大島からの血液備蓄所の撤退後における、離島医療機関における迅速な血液供給体制の確保とともに、平時における医療機関相互の血液融通と貯蔵血液の廃棄低減対策等、今後の奄美群島離島医療体制の充実と安定化を図るという内容です。

また、2018年のドクターヘリ運航開始後、荒天、その他の事情により南3島から大量出血を伴う患者が奄美大島に搬送されていますが、2018年に奄美大島から血液備蓄所が撤退したことに対し、2023年10月17日に奄美群島全ての医療機関が賛同し、奄美大島への日本赤十字社を主体とした血液備蓄所再設置を求めています。奄美群島としても鹿児島県町村会、離島行政懇談会、群島議員大会、中央要望においても複数回にわたって再設置が要望されていますが、未だ実現に至っていない状況にあります。

以上のことから、全会一致で本請願を採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された請願の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） 総務厚生文教常任委員長報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。これで、総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、請願第1号、与論町血液供給体制に関する請願を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は、「採択」です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、請願第1号、与論町血液供給体制に関する請願は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

—————○—————

### 日程第3 陳情第9号 学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い（総務厚生文教常任委員長報告）

○議長（沖野一雄議員） 日程第3、陳情第9号「学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第9号、学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願い」の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月10日火曜日午前9時から、全委員出席のもと、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

本陳情は、「管内の義務教育諸学校における学校教材備品の整備の現場を調査・把握し、教材整備計画の策定を進めること」及び「総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整し、学校教材備品の安定的かつ計画的な整備をより一層推進すること」をお願いする陳情です。

学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習過程の改善を目指すことが大きなテーマとなっており、これを実現するため、今後の授業展開は、観察や実験、体験や疑似体験を通じて、児童生徒が自ら考えることがこれまで以上に大切になると思われます。1人1台の端末が授業で活用される中で教材備品とデジタル教材の良さを適切に組み合わせることで、児童生徒の理解がさらに深まるとも考えられます。

また、学校教材備品の整備が安定的かつ計画的に実施されるよう総務省の協力のもと、令和2年度からの10カ年を計画期間とする「義務教育諸学校における教材整備計画」を策定し、単年度で約800億円の地方財政措置が講じられています。しかしながら、各々の自治体における学校教材備品の整備については財源が地方交付税交付金のため、整備予算に大きなばらつきや差が生じることが懸念されます。

以上のことから、学校教材備品の計画的な整備推進に努めることが必要であるとの結論に達し、全会一致で本件を採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された陳情第9号の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） 総務厚生文教常任委員長報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。これで、総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、陳情第9号、学校教材備品の計画的な整備推進についてをお願いを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、「採択」です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、陳情第9号、学校教材備品の計画的な整備推進についてのお願いは、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

————○————

日程第4 陳情第10号 スポーツ施設利用料金値上げに関する陳情書（総務厚生文

### 教常任委員長報告)

○議長（沖野一雄議員） 日程第4、陳情第10号「スポーツ施設利用料金値上げに関する陳情書」を議題とします。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第10号、スポーツ施設利用料金値上げに関する陳情書」の審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、12月10日火曜日午前9時から、全委員出席のもと、役場庁舎2階会議室で審査いたしました。

本陳情は、「砂美地来館フィットネスルームの利用料金を1時間60円にすること」及び「利用料金の改定ができない場合は65歳以上の方に正規料金110円に対して補助金を出すこと」をお願いする陳情です。

砂美地来館の利用料金については、去る9月の第3回定例会において、砂美地来館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議決したところであり、その中で、各使用料金改定の適正性について審議がなされていること。65歳以上の方への補助金については、元気度アップポイント事業補助金を増額できないかとの要望ですが、元気度アップポイント事業を含む地域支援事業は対象サービスが幅広く、一部の対象サービスのみに限定的な変更を加えることは他の利用者との公平性の観点から望ましくないこと。

以上のことから、全会一致で本件は不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された陳情第10号の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） 総務厚生文教常任委員長報告を終わります。

総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。これで、総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、陳情第10号、スポーツ施設利用料金値上げに関する陳情書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、「不採択」です。

陳情第10号、スポーツ施設利用料金値上げに関する陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立少数です。

したがって、陳情第10号、スポーツ施設利用料金値上げに関する陳情書は、不採択とすることに決定しました。

-----○-----

日程第5 陳情第13号 「小規模企業の振興に関する条例」制定及び商工会に対する令和7年度補助金に関する要望書（環境経済建設常任委員長報告）

○議長（沖野一雄議員） 日程第5、陳情第13号『小規模企業の振興に関する条例』制定及び商工会に対する令和7年度補助金に関する要望書を議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

5番、原栄徳議員。

○5番（原 栄徳議員） ただいま議題となり、当委員会に付託されました「陳情第13号、『小規模企業の振興に関する条例』制定及び商工会に対する令和7年度補助金に関する要望書」、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、12月10日火曜日午前9時から、全委員出席のもと開催し、庁舎2階委員会室で審査いたしました。

本陳情は、「小規模企業振興に関する条例の制定」及び「商工会に対する令和7年度補助金の増額」、「特産品の販路開拓支援に対する補助」についての要望書であり、本町における少子高齢化や人口減少、人手不足や経営者の高齢化・後継者難による廃業の増加への懸念等に加え、地震や集中豪雨・台風等、自然災害への対応や物価高騰等のさまざまな厳しい状況に直面している事情に鑑み、小規模企業振興に関する条例の制定及び令和7年度補助金の増額、特産品の販路開拓支援に対する補助金を求めていくことが必要であるとの結論に達し、全会一致で採択することと決定しました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（沖野一雄議員） 環境経済建設常任委員長報告を終わります。

環境経済建設常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。これで、環境経済建設常任委員長報告

に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、陳情第13号、「小規模企業の振興に関する条例」制定及び商工会に対する令和7年度補助金に関する要望書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、「採択」です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、陳情第13号、「小規模企業の振興に関する条例」制定及び商工会に対する令和7年度補助金に関する要望書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

-----○-----

日程第6 発議第3号 与論町血液供給体制に関する意見書（高田豊繁議員ほか2人提出）

○議長（沖野一雄議員） 日程第6、発議第3号「与論町血液供給体制に関する意見書」を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

7番、高田豊繁議員。

○7番（高田豊繁議員） 発議第3号。提出者、与論町議会議員、高田豊繁。賛成者、与論町議会議員、原栄徳、同じく与論町議会議員、大田英勝。

与論町血液供給体制に関する意見書を、別紙のとおり与論町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由を申し上げます。

与論島は島外への飛行機が少なく、船舶も荒天による欠航抜港があり輸血用血液製剤の在庫を多めに持たざるを得ません。日本赤十字社が主体としていた備蓄医療機関制度は、季節などの条件により交通が遮断される離島等の医療機関のための制度でした。与論島にとって迅速な血液供給体制が最重要であり、付随する廃棄血の減少のための対策を講じる必要があります。また、本土では血液製剤は30分程度で、90%が70分以内に医療機関へ届けられますが、与論島では平均10数時間を要しています。奄美群島内での離島間血液融通もあり、島内への迅速な血液製剤入手のため、かつ、廃棄血の減少のための策を講じる必要があります。

一方、2018年に奄美大島から血液備蓄所が撤退し、対して2023年10月17日に奄美群島全ての医療機関が賛同し血液備蓄所再設置を求めています。また、鹿児島県町村会、離島行政懇談会、群島議員大会、中央要望においても複数回にわたり再設置が要望されています。

このため、地方自治法第99条の規定により関係行政庁に意見書を提出しようとするものです。

以上で、趣旨説明を終わります。

○議長（沖野一雄議員） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 質疑なしと認めます。

お諮りします。発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 討論なしと認めます。

これから、発議第3号、与論町血液供給体制に関する意見書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第3号、与論町血液供給体制に関する意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（沖野一雄議員） 起立多数です。

したがって、発議第3号、与論町血液供給体制に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第7 議員派遣の件

○議長（沖野一雄議員） 日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

—————○—————

#### 日程第 8 閉会中の継続審査・調査について

○議長（沖野一雄議員） 日程第 8、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教常任委員会・環境経済建設常任委員会・広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沖野一雄議員） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（沖野一雄議員） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 6 年第 4 回与論町議会定例会を閉会します。

—————○—————

閉会 午後 3 時 3 9 分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 沖 野 一 雄

与論町議会議員 吉 田 剛

与論町議会議員 大 田 英 勝